



医療法の一部を改正する法律について (平成27年改正)

(地域医療連携推進法人制度の創設・医療法人制度の見直し)

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法の一部を改正する法律の概要(平成27年法律第74号)

趣旨

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人について、貸借対照表等に係る公認会計士等による監査、公告等に係る規定及び分割に係る規定を整備する等の措置を講ずること。

1. 地域医療連携推進法人制度の創設(施行日:平成29年4月2日)

(1) 都道府県知事の認定

- 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人は、都道府県知事の認定を受けることができる。

<参加法人（社員）>※地域医療連携推進法人の社員となれる者の範囲については、省令事項

- ・ 病院等の医療機関を開設する医療法人等の非営利法人（社会福祉法人、公益法人、学校法人、国立大学法人、独法、地方独法、自治体等）。
* 介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する事業を行う非営利法人を加えることができる。
- ・ <主な認定基準>
 - ・ 地域医療構想区域（原則二次医療圏）を考慮して病院等の業務の連携を推進する区域を定めていること。
 - ・ 地域の関係者等を構成員とする評議会が、意見を述べることができるものと定めていること。
 - ・ 参加法人の予算、事業計画等の重要事項について、地域医療連携推進法人の意見を求めるものと定めていること。
* 都道府県知事の認定は、地域医療構想との整合性に配慮するとともに、都道府県医療審議会の意見を聴いて行う。

(2) 実施する業務

- 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携の推進（介護事業等も含めた連携を加えることができる。）。

- 医療従事者の研修、医薬品等の供給、資金貸付等の医療連携推進業務。

- * 一定の要件により介護サービス等を行う事業者に対する出資を可能とする。

※医療連携推進業務を行う事業者に対する出資要件については、省令事項

(3) その他

- 代表理事は都道府県知事の認可を要することとともに、剰余金の配当禁止、都道府県知事による監督等の規定について医療法人に対する規制を準用。
- 都道府県知事は、病院等の機能の分担・業務の連携に必要と認めるときは、地域医療構想の推進に必要である病院間の病床の融通を許可することができる。

2. 医療法人制度の見直し

(1) 医療法人の経営の透明性の確保及びガバナンスの強化に関する事項

- 事業活動の規模その他の事情を勘案して定める基準に該当する医療法人（負債50億円以上又は収益70億円以上の医療法人・負債20億円以上又は収益10億円以上の社会医療法人）は、厚生労働省令で定める医療法人会計基準に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士等による監査、公告を実施。（施行日：平成29年4月2日）
- 医療法人は、その役員と特殊の関係がある事業者（医療法人の役員・近親者や、それらが支配する法人）との取引（当該事業収益又は事業費用が1,000万円以上であり、かつ総事業収益又は総事業費の10%以上を占める取引等）の状況に関する報告書を作成し、都道府県知事に届出。（施行日：平成29年4月2日）
- 医療法人に対する、理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等を規定。理事会の設置、社員総会の決議による役員の選任等に関する所要の規定を整備。（施行日：平成28年9月1日）

(2) 医療法人の分割等に関する事項（施行日：平成28年9月1日）

医療法人（社会医療法人、特定医療法人、持分あり医療法人等を除く。）が、都道府県知事の認可を受けて実施する分割に関する規定を整備。

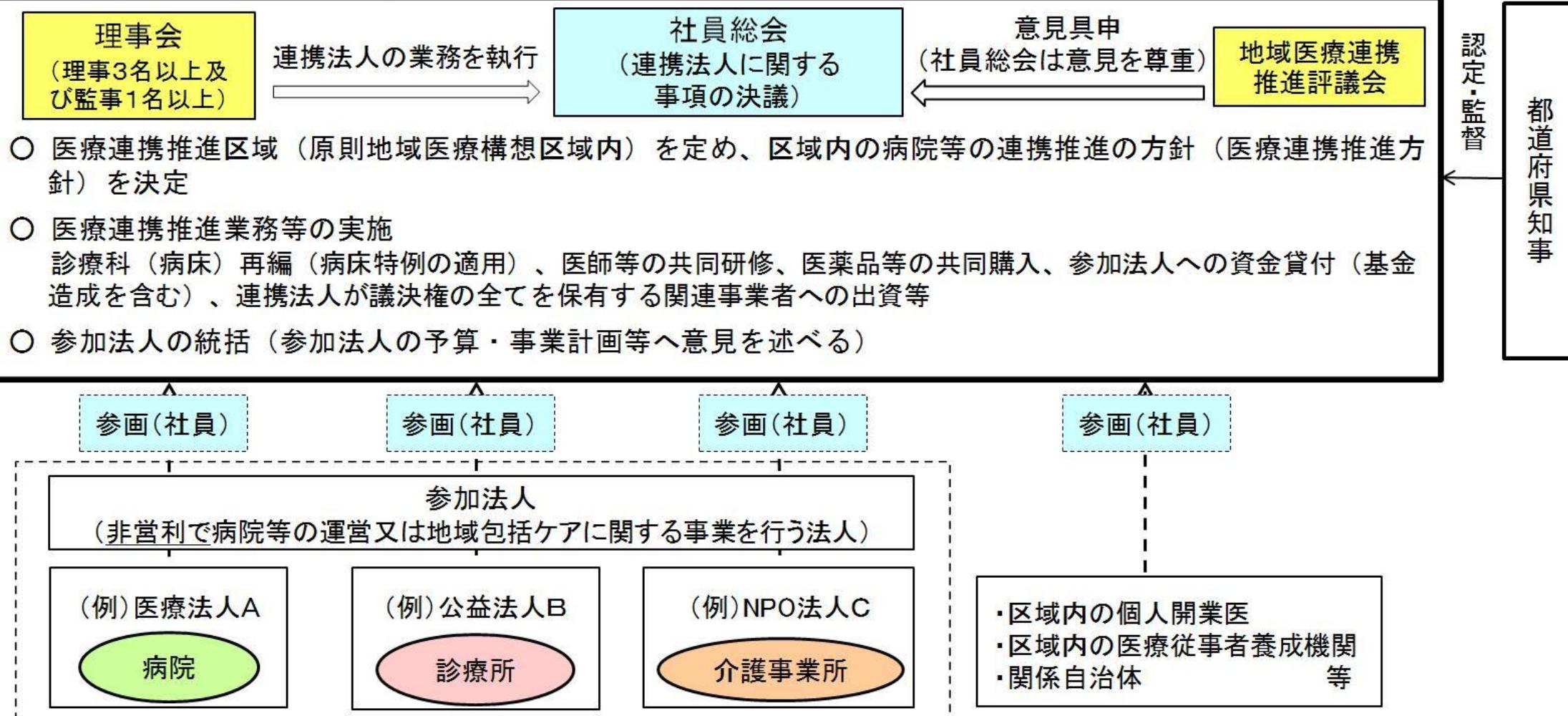
(3) 社会医療法人の認定等に関する事項（施行日：平成28年9月1日）

- 二以上の都道府県において病院及び診療所を開設している場合であって、医療の提供が一体的に行われていて、厚生労働省令で定める基準（隣接市町村にある、両県の医療計画に県境域の記載がある等）に適合するものについては、全ての都道府県知事ではなく、当該病院の所在地の都道府県知事だけで認定可能。
- 社会医療法人の認定を取り消された医療法人であって一定の要件（同族性を排除している、医療計画に記載がある等）に該当するものは、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは収益業務を継続して実施可能。

地域医療連携推進法人制度について（概要）

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定（認定基準の例）
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めるることを定款で定めていること

医療法の一部を改正する法律の施行スケジュールについて

○ 医療法の一部を改正する法律(改正医療法)の概要

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人について、貸借対照表等に係る公認会計士等による監査、公告等に係る規定及び分割に係る規定を整備する等の措置を講ずる。

○ スケジュール

- ・ 平成27年4月3日 … 改正医療法案 閣議決定・国会提出
- ・ 平成27年夏 …… 国会審議
- ・ 平成27年9月16日 … 改正医療法 成立
- ・ 平成27年9月28日 … 改正医療法 公布
- ・ 平成28年3月25日に関係政省令公布、9月1日施行
…… 改正医療法 第1段階施行(医療法人制度の見直し関係)
- ・ 平成29年1月～2月に関係政省令公布、平成29年4月2日施行
…… 改正医療法 第2段階施行
(地域医療連携推進法人制度の創設等関係)

※外部監査等については、平成28年4月に省令公布、平成29年4月以降に始まる会計年度において施行・適用

◎「医療法の一部を改正する法律案」提案理由説明（抄）

高齢化の進展に伴い、患者の疾病構造は多様化しており、患者一人一人がその状態に応じた良質かつ適切な医療を安心して受けることができる体制を地域で構築することが求められています。

このため、昨年成立した改正医療法に基づき、平成27年度から、各都道府県において、地域医療構想の策定を進め、医療提供体制の整備を図ることとされておりますが、そのための一つの選択肢として、地域の医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するための新たな法人制度を創設することが必要です。併せて、医療の公共性に鑑み、医療法人の経営の透明性を一層高める等の必要があるため、この法律案を提出した次第です。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を説明いたします。

第一に、医療機関の業務の連携を推進するための方針を定め、当該方針に沿って、参加する法人の医療機関の業務の連携を推進することを目的とする一般社団法人を、都道府県知事が地域医療連携推進法人として認定する仕組みを創設することとしています。地域医療連携推進法人には介護事業等を実施する非営利法人も参加することができることとし、介護との連携も図りながら、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たすこととしています。

第二に、医療法人の経営の透明性を高めるため、一定の基準に該当する医療法人の計算書類について、会計基準に従った作成、公認会計士等による外部監査の実施、公告等を義務付けることとしています。また、医療法人の役員がその任務を怠った場合の責任を明確にし、医療法人の適正な運営の確保を推進することとしています。

このほか、医療法人の分割に関する規定を整備するとともに、社会医療法人の認定要件の特例等を設けることとしています。

地域医療連携推進法人制度の活用による医療機関等の連携を検討している事例

大規模病院間の連携

検討区域：岡山県岡山市

参加法人：岡山大学病院（850床）、岡山市民病院（400床）、岡山医療センター（609床）、
岡山労災病院（358床）、岡山日赤病院（500床）、岡山済生会病院（553床）

- ・医療教育や臨床研究、情報連携等の分野から連携を開始。
- ・将来的には大規模かつ質の高い医療・研究・教育事業体の構築を目指す。
- ・岡山市を、医療産業が集積する医療産業都市にすることを目標とする。

中規模病院間の連携

検討区域：岡山県真庭市

参加法人：金田病院（172床）、落合病院（173床）

- ・従来、2病院間で診療科目の分担、医療機器の融通、患者の相互紹介等を実現。
- ・今後、訪問看護事業所等の一体化、医師・看護師等の相互交流等を進め、継続的な医療提供を目指す。

統合再編成を目指した病院間の連携

検討区域：兵庫県姫路市

参加法人：県立姫路循環器病センター（350床）、製鉄記念広畠病院（392床）

- ・新病院開設までの間、姫路循環器病センターと広畠病院の両病院相互間の機能の分担及び業務の連携を推進することにより、統合再編を円滑に行い、中播磨・西播磨圏域において質の高い効率的な医療提供体制を確保する。

地方独法病院を中心に民間の病院や介護施設を含めた連携

検討区域：山形県酒田市

参加法人：日本海総合病院（646床）、本間病院（52床）、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、訪問看護ステーション 等

- ・医薬品の共同購入、高額医療機器の共同利用、患者の紹介・逆紹介等から連携を開始。
- ・急性期医療から在宅介護までの供給バランスを最適化することによって、地域完結型の医療・介護提供体制の構築を目指す。

治療分野の異なるがん治療を中心とする病院間の連携

検討区域：鹿児島県鹿児島市

参加法人：相良病院（81床）、新村病院（40床）

- ・既に業務提携を結び、高額医療機器の共同利用や薬剤の共同購入等の取組を開始。今後、患者の相互紹介等を通じて両病院の専門性を高める。
- ・地域医療連携推進法人により本部機能の統一を行い、ブランド力の向上による両病院の経営力強化を図る。

地域の多数の診療所の連携

検討区域：鹿児島県大島郡瀬戸内町・宇椙村

参加法人：瀬戸内町へき地診療所、いづはら医院 等

- ・夜間診療体制の整備や総合研修制度の確立、遠隔診療の実施、近隣離島への医師派遣や医療従事者の相互交流等を段階的に進める。
- ・最終的に、地域の全医療機関が参加し、地域完結型の医療提供体制を整えることを目指す。

社会医療法人と大学の連携

検討区域：北海道札幌市

参加法人：社会医療法人力レスサッポロ(時計台記念病院(250床)、北光記念病院(145床)等)、北海道医療大学

- ・慢性期医療を担う北海道医療大学の地域包括ケアセンターと急性期医療を担う力レスサッポロが連携し、相互の不足している機能を補完することを検討。
- ・大学の研修の受入先として力レスサッポロが保有する施設の有効活用の検討。

大学付属病院と地域医療機関の連携

検討区域：愛知県名古屋市、刈谷市、岡崎市、豊明市 等

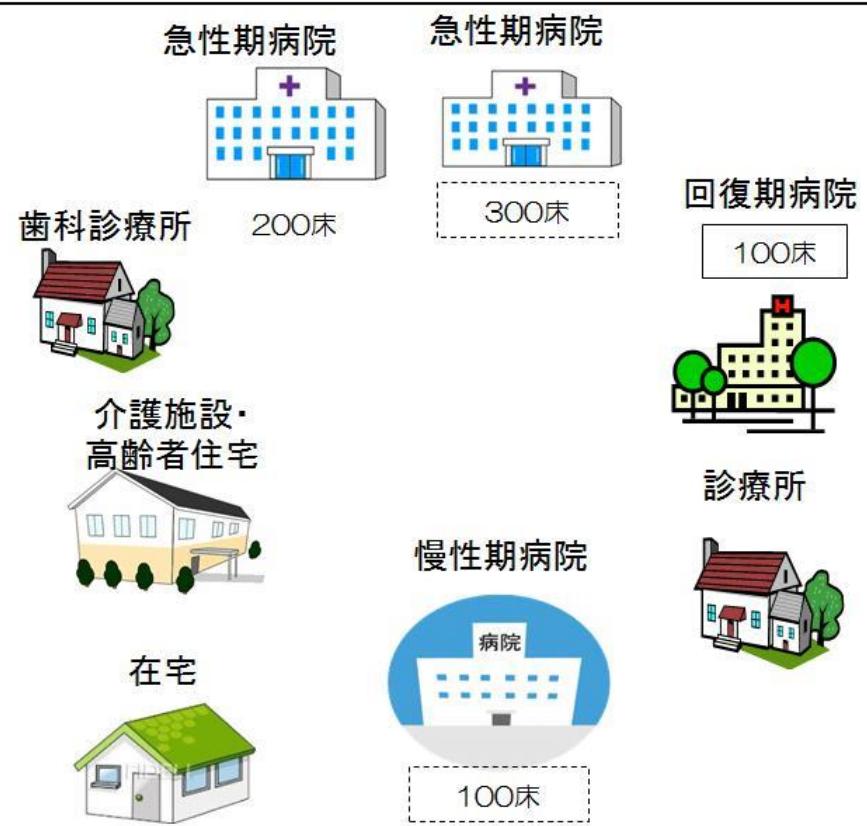
参加法人：藤田保健衛生大学、県内14法人

- ・地域包括ケアモデルの展開
- ・医療及び介護従事者向け勉強会や研修業務の連携
- ・医薬品及び診療材料等の共同購入
- ・医療事故調査等に関する業務の連携
- ・医療機器の共同購買
- ・病院給食、介護・福祉給食サービスの共同化
- ・電子カルテ等、システムの共同利用
- ・医療・介護スタッフの派遣に関する連携
- ・職員等の相互派遣 等

<イメージ①：地域の病院ネットワークの法人化>

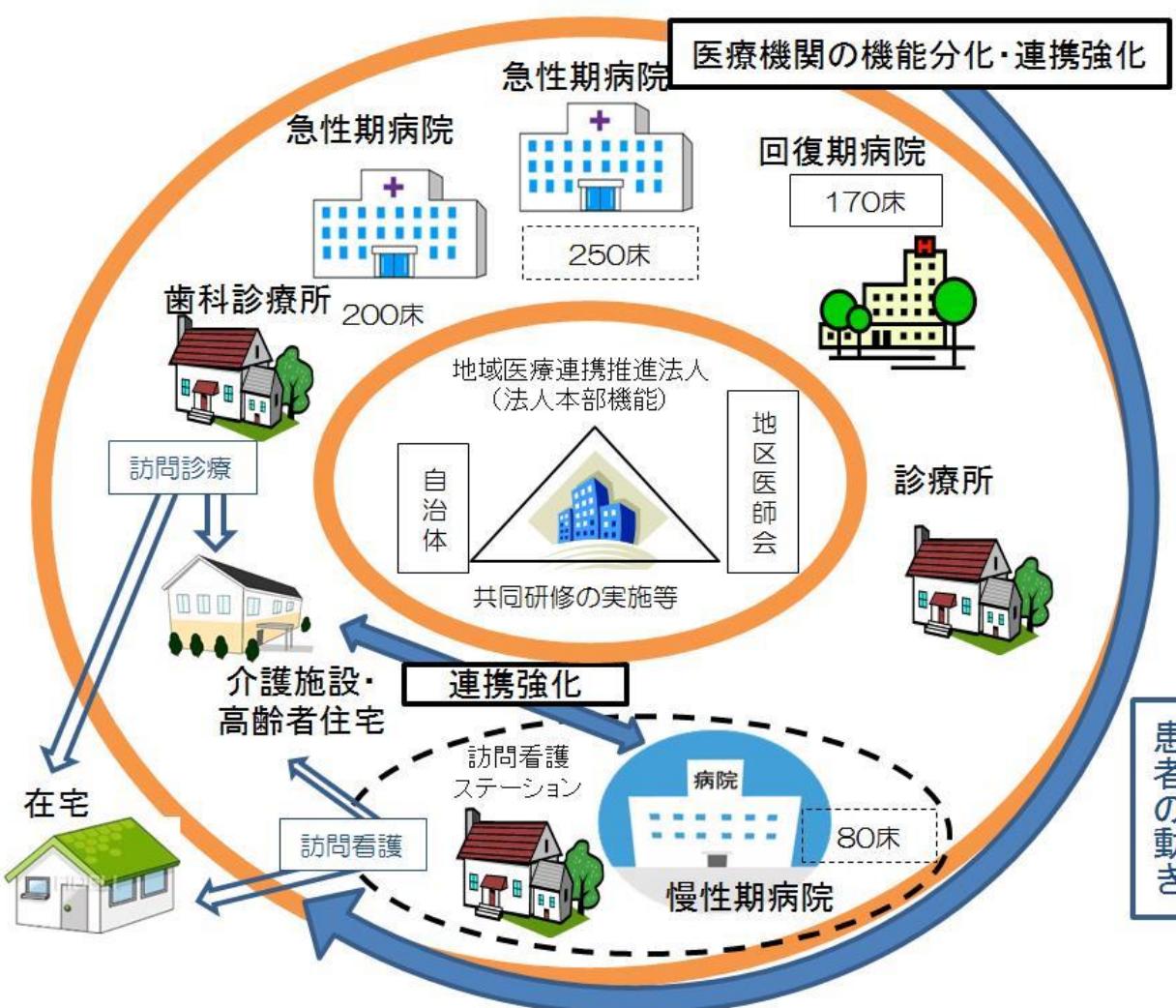
課題

- 急性期病院：過剰
(過剰な設備投資・医療従事者確保競争)
- 回復期病院：不足
(在宅復帰への橋渡し役の不足)
- 慢性期病院：過剰
(在宅復帰ではなく長期入院)
- 在宅医療機関：不足
(在宅医療への対応体制不十分)
- 歯科診療所：バラツキ
(入院者・入所者への対応不十分)



対応：統一的な方針を調整・決定して課題に対応

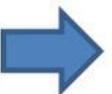
- 急性期病院から回復期病院へ病床融通
(急性期病院の減床・回復期病院の増床)
- 慢性期病院の機能転換による在宅医療の充実
(慢性期病院の減床・在宅医療の体制強化、医療従事者の研修)
- 医療機関と介護施設・高齢者住宅の連携の強化
(入所者・在宅の訪問看護・診療や、口腔ケアの充実)



<イメージ②：地域の複数の総合病院のグループ化>

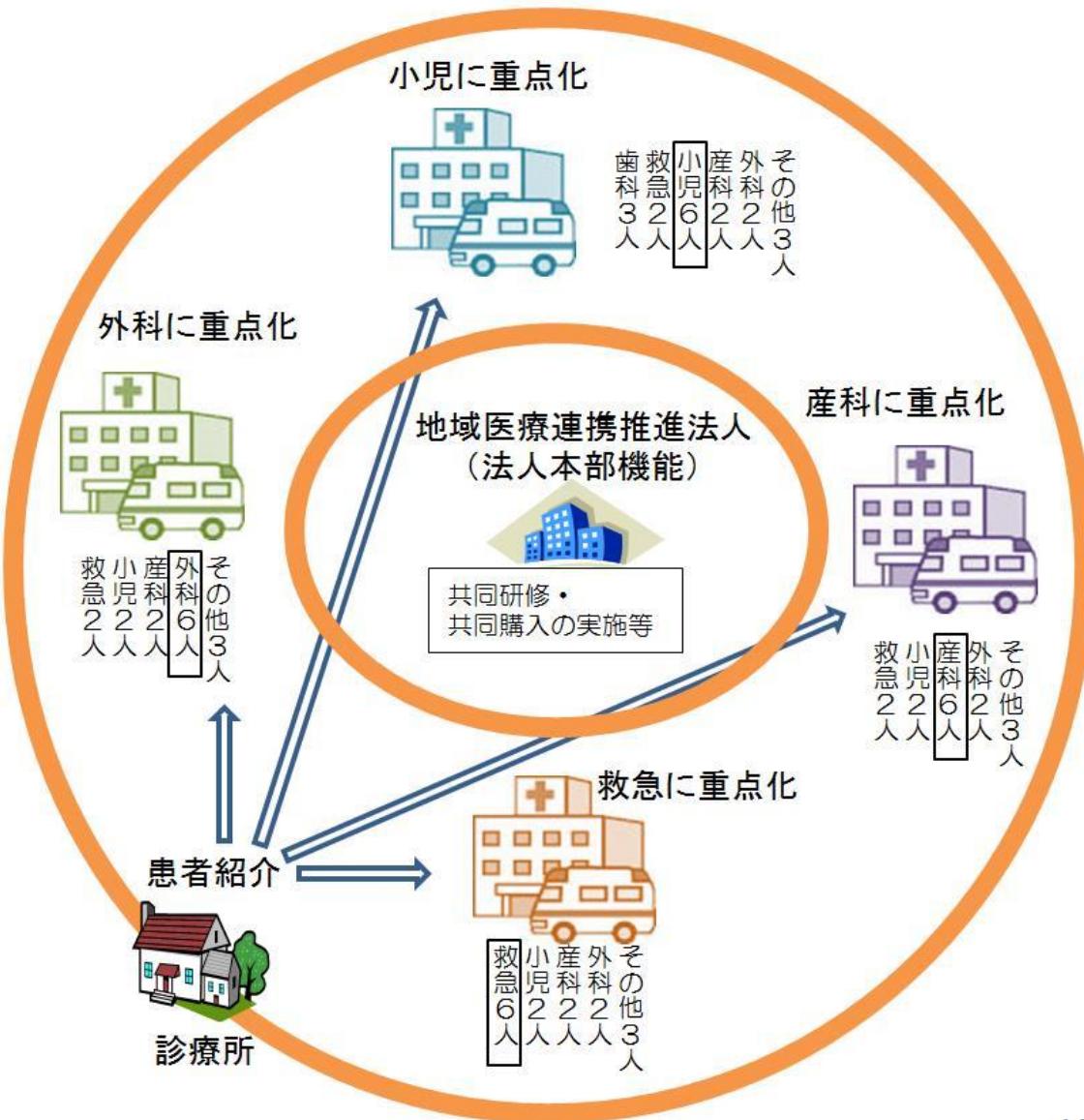
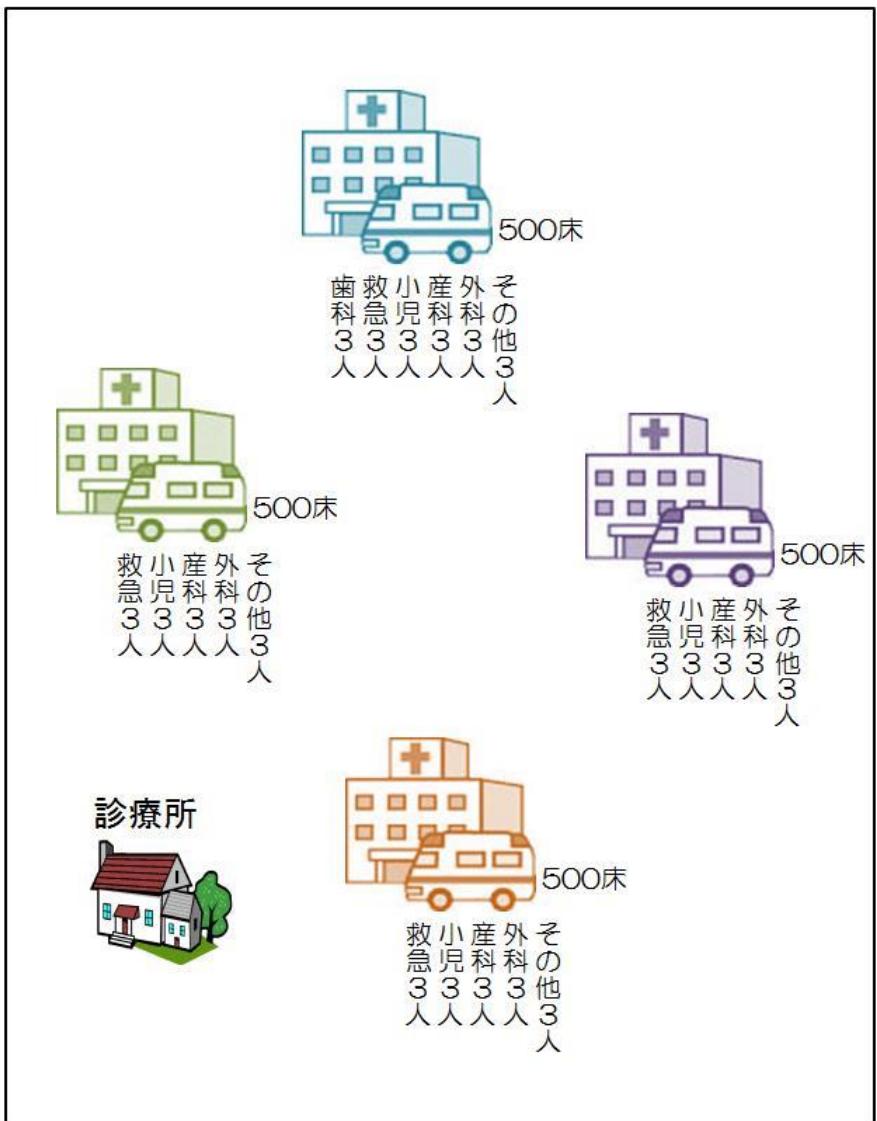
課題：病院間の役割分担がない

- ・診療内容が競合
- ・診療規模・質が中途半端
→ 医師が適正配置されていない等
- ・医療機器を別々に購入
- ・高難度症例が分担されていない

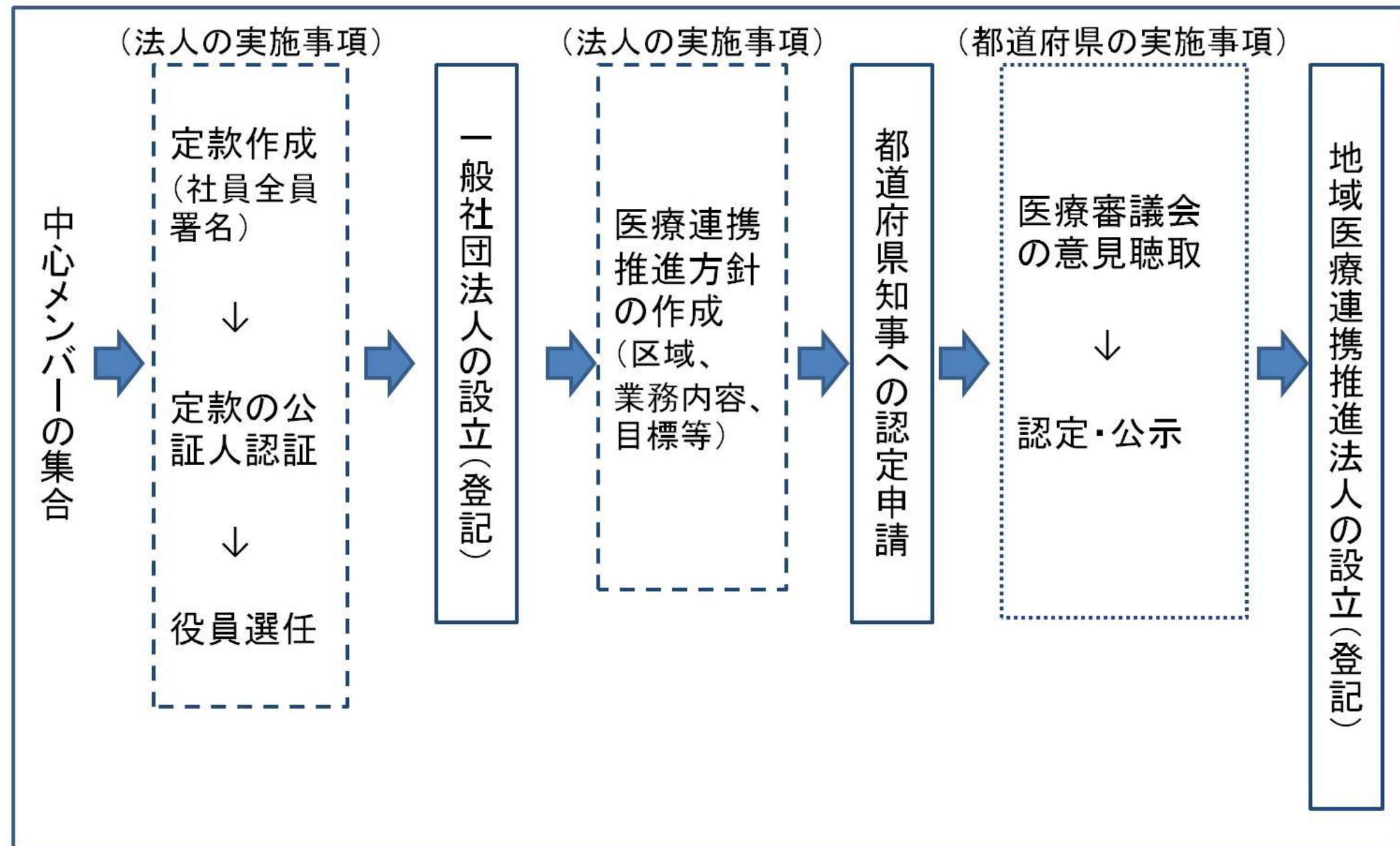


対応：統一的な方針を決定して病院間の役割分担

- ・診療内容を重点化
- ・医師の集約化により、医師を確保、質の向上
- ・共同研修で専門性を高める、共同購入で効率化
- ・専門性の高い病院への患者紹介の円滑化



地域医療連携推進法人設立までの手続・スケジュール



統一的な医療連携推進方針(イメージ)

1. 地域医療連携推進法人の医療連携推進区域

○○県○○市、○○市、○○町

2. 参加法人

- ・ ○○法人: ○○病院
- ・ ◇◇法人: ◇◇病院
- ・ ○○法人: ○○診療所
- ・ ○○法人: 特養○○院

3. 理念、運営方針

(理念)○○○○

(運営方針) · ○○○○
 · ○○○○
 · ○○○○

4. 医療機関相互間の機能の分化及び業務の連携に関する事項及びその目標

- ・ グループ内病院間の調整を図り、退院支援、退院調整ルールを策定する。

具体的には、○○病院からの退院は◇◇病院又は○○診療所(自宅)で対応し、◇◇病院からの退院は○○診療所(自宅)又は○○院で対応する。自宅への退院者数を年間100人以上とする。

・ 医師、看護師等のキャリアパスを構築し、人材の定着率の向上を図る。

具体的には、○○病院の看護師・技師は4～5年目は○○診療所で勤務する。人材の5年目定着率を5ポイント上昇させる。

- ・ 医師の再配置を行い、グループ内病院の診療内容の重点化を図る。

具体的には、○○病院は救急医療に、◇◇病院は産科医療に、○○病院は小児医療に重点化を図る。

- ・ 療養病床の機能転換を行い、在宅医療等への転換を進める。
具体的には、グループ内の療養病床○床の機能転換を図り訪問看護ステーションを新設する。
- ・ グループ内病院間の調整を図り、救急患者受入ルールを策定する。

具体的には、月・火は○○病院、水・木は◇◇病院、金・土は○○病院、日は◇◇病院とする方向で検討する。

- ・ 医師等の共同研修を実施し、医療の専門性の向上を図る。
○○研修(医師)、○○研修(看護師)、○○研修(事務職)等を開催。
- ・ 医薬品等の共同購入、医療機器の共同利用を行い、経営の効率化を図る。共同購入は、関係者による医薬品の選定会議を開催し、共同購入を10品目以上とする。
- ・ グループ内で資金融通を行い、資金の効率化的活用を図る。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

- ・ 入院患者の在宅療養生活への円滑な移行を推進する。
- ・ 要介護者急変時に対応できるよう、病院と介護施設の連携強化を図る。
- ・ 訪問看護ステーション等への職員の再配置を行い、在宅介護の充実を図る。

地域医療連携推進法人の認定基準（医療法第70条の3第1項）

- ① 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とするものであること。
- ② 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- ③ 医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- ④ 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、医療連携推進業務以外の業務を行うことによつて医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ⑤ 医療連携推進業務が医療法第70条の2第2項及び第3項の規定に違反していないものであること。（医療連携推進方針には、医療連携推進区域、機能分担・業務連携に関する事項、当該事項の目標等を記載しなければならない。また、医療連携推進区域は、地域医療構想区域を考慮して定めなければならない。）
- ⑥ 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。
- ⑦ 社員は、参加法人及び医療連携推進区域において良質な医療を提供するために必要な者として定款で定めているものであること。
- ⑧ 病院等を開設する参加法人の数が2以上であるものであることその他の参加法人の構成が医療連携推進目的に照らし、適當と認められるものとして要件を満たすものであること。
- ⑨ 社員の資格の得喪について、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件等を付していないものであること。
- ⑩ 社員は各1個の議決権を有すること。（不当に差別的な取扱いでなく、かつ、提供した金銭に応じて異なる取扱いでなければ、定款において、議決権の数や議決権の行使の条件など別に定めることが可能。）
- ⑪ 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。
- ⑫ 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することその他の事情により社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を社員並びに理事及び監事としない旨を定款で定めているものであること。

地域医療連携推進法人の認定基準（医療法第70条の3第1項）

- ⑬ 役員について、「役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置くものであること」、「各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と特殊の関係がある者が役員の総数の3分の1を超えて含まれることがないものであること」、「理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体の代表者その他の医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な者であること」のいずれにも該当すること。
- ⑭ 代表理事を1人置いているものであること。
- ⑮ 理事会を置いているものであること。
- ⑯ 地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。（医療を受ける者、関係団体、学識経験者等で構成。）
- ⑰ 参加法人が予算の決定等その他の重要な事項を決定するに当たつては、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。
- ⑱ 医療法第70条の21第1項又は第2項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、医療連携目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該医療連携推進認定の取消しの処分の日から1月以内に国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者に贈与する旨を定款で定めているものであること。
- ⑲ 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。
- ⑳ ①～⑲に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行うために必要なものとして定める要件に該当すること。

地域医療連携推進法人の非営利性等に関する主な規定①

1. 地域医療連携推進法人における一社員一議決権の原則、剰余金の配当禁止、残余財産の分配禁止

○ 一社員一議決権

第70条の3 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。

一～九 (略)

十 社員は、各一個の議決権を有することであること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を使用することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- イ 社員の議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。
- ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。

十一～二十 (略)

2 (略)

○ 剰余金の配当禁止

第54条 医療法人（地域医療連携推進法人）は、剰余金の配当をしてはならない。

○ 残余財産の分配禁止

第70条の3 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。

一～十八 (略)

十九 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

二十 (略)

2 (略)

地域医療連携推進法人の非営利性等に関する主な規定②

2. 地域医療連携推進法人に対する都道府県知事の監督に関する主な規定

- 定款の変更に対する都道府県知事の認可（重要事項の認可に当たっては都道府県医療審議会の意見聴取が必要）

第70条の18 第五十四条の九（第一項及び第二項を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の定款の変更について準用する。（以下略。）

2 認定都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第五十四条の九第三項の認可（前条第六号に掲げる事項その他の厚生労働省令で定める重要な事項に係るものに限る。以下この項において同じ。）をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第54条の9 （略）

2 （略）

3 定款又は寄附行為の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものに限る。）は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4～6 （略）

- 代表理事の選定及び解職に対する都道府県知事の認可（認可に当たつては都道府県医療審議会の意見聴取が必要）

第70条の19 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 認定都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

地域医療連携推進法人の非営利性等に関する主な規定③

○ 都道府県知事による報告徴収（業務停止命令・役員の解任勧告に当たっては都道府県医療審議会の意見聴取が必要）

第63条 都道府県知事は、医療法人（地域医療連携推進法人）の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に關し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

2 (略)

第64条 都道府県知事は、医療法人（地域医療連携推進法人）の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 医療法人（地域医療連携推進法人）が前項の命令に従わないときは、都道府県知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解任を勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により、業務の停止を命じ、又は役員の解任を勧告するに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

○ 地域医療連携推進法人の認定の取消し（取消しに当たっては都道府県医療審議会の意見聴取が必要）

第70条の21 認定都道府県知事は、地域医療連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その医療連携推進認定を取り消さなければならない。

- 一 第七十条の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
 - 二 偽りその他不正の手段により医療連携推進認定を受けたとき。
- 2 認定都道府県知事は、地域医療連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その医療連携推進認定を取り消すことができる。
 - 一 第七十条の三第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。
 - 二 地域医療連携推進法人から医療連携推進認定の取消しの申請があつたとき。
 - 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したとき。
 - 3 認定都道府県知事は、前二項の規定により医療連携推進認定を取り消すに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
- 4～7 (略)

地域医療連携推進法人制度（平成29年4月2日施行）に関する政省令委任事項 (医療法の一部を改正する法律(平成27年法律第74号)関係)

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設する。これにより競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保する。

(1) 都道府県知事の地域医療連携推進法人の認定

法律：地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針（医療連携推進方針）を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人は、都道府県知事の認定（医療連携推進認定）を受けることができる。

施行令：医療連携推進認定の申請書の記載事項

⇒ 法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所所在地、医療連携推進業務の内容（→(5)）

(2) 地域医療連携推進法人の社員

法律：参加法人

⇒ ・病院等の医療機関を開設する医療法人等の非営利法人
(社会福祉法人、公益法人、学校法人、国立大学法人、独法、地方独法、自治体等)
・介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する事業を行う非営利法人

施行規則：参加法人以外で良質且つ適切な医療の効率的な提供のために必要な者として社員になれる者

⇒ ・医療連携推進区域内の個人開業医、大学等の医療従事者養成機関の開設者、自治体、医師会、歯科医師会等

施行規則：定款に定めることとされている役員・社員の欠格事由

⇒ ・地域医療連携推進法人と利害関係のある、営利を目的とする団体の役員又はその役員の配偶者若しくは三親等内の親族、参加法人と利害関係のある営利を目的とする団体の役員等

(3) 参加法人に関する要件

法律：医療機関を開設する法人が2つ以上であること

施行規則：医療機関を開設する参加法人の議決権の合計が、介護事業等を行う参加法人の議決権の合計より多いこと

(4) 地域医療連携推進法人の主な認定基準

法律：地域医療構想区域（原則二次医療圏）を考慮して医療連携推進区域を定めていること

法律：地域の関係者等を構成員とする評議会が、地域医療連携推進法人に対して意見を述べることができるものと定めていること

法律：参加法人の予算、事業計画等の重要事項について、地域医療連携推進法人の意見を求めるものと定めていること

施行規則：地域医療連携推進法人が定款で定める、解散時の残余財産等の帰属先等

⇒公的医療機関、財団である医療法人、社団である医療法人であって持分の定めのないもの（国、地方公共団体については法律で規定）

(5) 地域医療連携推進法人の実施する業務（医療連携推進業務）

法律：医療従事者の研修、医薬品等の供給、資金貸付等の参加法人が必要な資金を調達するための支援

施行規則：参加法人が必要な資金を調達するための支援 ⇒ 資金の貸付、債務の保証、基金の引き受け者の募集

法律：一定の要件により、介護サービス等を行う事業者に対する出資を可能とする

施行規則：出資の要件 ⇒ 地域医療連携推進法人が出資を行う対象の事業者の議決権の全てを保有すること

(6) 地域医療連携推進法人における病床融通の特例

法律：都道府県知事は、一定の要件に該当すると認めるときは、基準病床数の特例として、増床等に係る事務を行うことができる。

施行規則：特例の要件

⇒地域医療構想の達成の推進に必要であること、地域医療連携推進法人内で合計病床数が増加しないこと、病床数が減少する場合は医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を生じないこと、法人内の評議会の意見を聴いていること

(7) 地域医療連携推進法人の監督

法律：都道府県知事による監督については、医療法人に対する規制を準用する。（剰余金の配当禁止等）

法律：病院等又は介護事業等に関する施設等であって省令で定めるものを開設するときは、あらかじめ都道府県知事の確認を受けなければならない

施行規則：都道府県知事の確認を受けなければならない介護事業等に関する施設等であって省令で定めるもの

⇒第一種社会福祉事業に係る施設で介護事業等に関するもの

施行令：地域医療連携推進法人が2県にまたがる場合、認定を行う都道府県知事は、認定又は認定取消しに際し、認定を行わない都道府県知事の意見を聽かなければならない

(8) 準備行為

施行規則：施行日前であっても都道府県知事の準備行為（地域医療連携推進法人の認定申請、都道府県医療審議会の審議）を行うことを可能にする

医療法人の外部監査の義務付け等について

- ① 公認会計士・監査法人による外部監査が義務付けられる医療法人の基準として、以下を規定。
 - ・ 医療法人のうち、負債額が50億円以上又は収益額が70億円以上であるもの。
 - ・ 社会医療法人のうち、負債額が20億円以上又は収益額が10億円以上であるもの。
- ② 上記の医療法人を対象に、会計の原則、貸借対照表・損益計算書に関する会計処理方法等を規定した医療法人会計基準（厚生労働省令）の適用が義務づけられた。（※ 四病院団体協議会が平成26年2月に策定した医療法人会計基準に沿って制定。）
- ③ 上記の医療法人等は、貸借対照表・損益計算書をホームページ、官報又は日刊新聞紙で公告しなければならない。
- ④ 医療法人が都道府県知事に届出を行うことを要する関係事業者との取引としては、医療法人の役員・近親者（配偶者又は二親等内の親族）やその支配する法人（社員総会等の議決権の過半数を占めている法人）との一定の取引とし、取引の基準として、以下を規定。
 - ・ 事業収益又は事業費用が1,000万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における総事業収益又は総事業費の10%以上を占める取引
 - ・ 事業外収益又は事業外費用が1,000万円以上であり、かつ当該医療法人の事業外収益又は事業外費用の総額の10%以上を占める取引
 - ・ 特別利益又は特別損失の額が1,000万円以上である取引
 - ・ 資産又は負債の総額が、当該医療法人の総資産の1%以上を占め、かつ1,000万円を超える残高になる取引
 - ・ 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1,000万円以上であり、かつ当該医療法人の総資産の1%以上を占める取引
 - ・ 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が1,000万円以上であり、かつ当該医療法人の総資産の1%以上を占める取引

平成29年4月2日以
降に始まる会計年度
から施行

関係事業者との取引状況に関する報告様式

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

医療法人の会計基準等に関する規定①（※改正後の規定）

○ 医療法人の会計基準

第50条 医療法人の会計は、この法律及びこの法律に基づく厚生労働省令の規定によるほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

○ 会計帳簿の作成

第50条の2 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 医療法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

○ 事業報告書等の作成

第51条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

3 医療法人は、貸借対照表及び損益計算書を作成した時から十年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。

4 医療法人は、事業報告書等について、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならぬ。

5 第二項の医療法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、厚生労働省令で定めるところにより、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

6 医療法人は、前二項の監事又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

医療法人の会計基準等に関する規定②（※改正後の規定）

○ 事業報告書等の提出

第51条の2 社団たる医療法人の理事は、前条第六項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。

2 理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、社員に対し、前条第六項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。

3 第一項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書に限る。）は、社員総会の承認を受けなければならない。

4 理事は、第一項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。

5 前各項の規定は、財団たる医療法人について準用する。この場合において、前各項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第二項中「社員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

○ 事業報告書等の公告

第51条の3 医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第三項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の承認を受けた事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書に限る。）を公告しなければならない。

○ 事業報告書等の閲覧

第51条の4 医療法人（次項に規定する者を除く。）は、次に掲げる書類をその主たる事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

一 事業報告書等

二 第四十六条の八第三号の監査報告書（以下「監事の監査報告書」という。）

三 定款又は寄附行為

2 社会医療法人及び第五十一条第二項の医療法人（社会医療法人を除く。）は、次に掲げる書類（第二号に掲げる書類にあつては、第五十一条第二項の医療法人に限る。）をその主たる事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

一 前項各号に掲げる書類

二 公認会計士又は監査法人の監査報告書（以下「公認会計士等の監査報告書」という。）

医療法人の会計基準等に関する規定③（※改正後の規定）

平成29年4月2日以
降に始まる会計年度
から施行

○ 事業報告書等の閲覧（続き）

第51条の4

3 医療法人は、第五十一条の二第一項の社員総会の日（財団たる医療法人にあつては、同条第五項において読み替えて準用する同条第一項の評議員会の日）の一週間前の日から五年間、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 前三項の規定は、医療法人の従たる事務所における書類の備置き及び閲覧について準用する。この場合において、第一項中「書類」とあるのは「書類の写し」と、第二項中「限る。）」とあるのは「限る。）の写し」と、前項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「事業報告書等」とあるのは「事業報告書等の写し」と、「監査報告書」とあるのは「監査報告書の写し」と読み替えるものとする。

○ 事業報告書等の届出

第52条 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 事業報告書等
- 二 監事の監査報告書
- 三 第五十一条第二項の医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書

2 都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は前項の届出に係る書類について請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

○ 会計年度

第53条 医療法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。ただし、定款又は寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

※ 改正法附則

（事業報告書等に関する経過措置）

第8条 第二条の規定による改正後の医療法第50条の2から第52条までの規定は、この法律の施行の日以後に開始する会計年度に係る医療法人の会計について適用し、この法律の施行の日前に開始した会計年度に係る医療法人の会計については、なお従前の例による。

医療法人会計基準のポイント

1 会計の原則を規定

- ・真実性、正確性、明瞭性、継続性、重要性を原則とする。
- ・総額記載を原則とし、単位は千円とする。

2 貸借対照表における区分・用語の定義・様式等を規定

- ・資産の部(流動資産・固定資産)、負債の部(流動負債・固定負債)、純資産の部(出資金・基金・積立金・評価換算差額等)に区分する。
- ・出資金は社員の出資、基金は医療法施行規則に基づく基金である。
- ・積立金には設立等積立金、代替基金(基金の返還金相当額)、繰越利益積立金その他適当な名称を付して計上する。
- ・資産は原則取得価額を計上するが、時価が著しく下落した場合には時価で計上する。未収金・貸付金は貸倒引当金を控除する。
- ・資産は、棚卸資産、有形固定資産、無形固定資産、有価証券資産等として計上する。
- ・棚卸資産は、最終仕入原価法・先入先出法・総平均法・移動平均法から選択適用する。
- ・固定資産の取得に係る補助金等を直接減額方式又は積立金經理により圧縮記帳して計上する。
- ・リース取引のうち、300万円未満の取引・負債200億円以下の法人における取引は賃貸借処理を行うことが可能(一般的には売買取引とみなす)。

- ・退職給付引当金には、退職給付に係る見積債務額(年金数理計算結果)から年金資産額等を控除したものを計上する。従業員が300人未満の場合、従業員構成が均質でなく適用要件を満たさない場合、負債額が200億円以下である場合については簡便法(規程等に基づく仮定額を計上)を適用する。

経過措置として、会計基準適用前発生額については、15年以内又は従業員の平均残存勤務年数のいずれか短い年数に分けて計上することも可能。

3 損益計算書における区分・用語の定義・様式等を規定

- ・事業損益(本来業務・附帯業務・収益業務に区分)、経常損益(事業損益から利息等を加減)、純損益(経常損益から固定資産売却等の特別損益を加減し、法人税等を控除)に区分する。
- ・法人本部を独立した会計としている場合の本部費は、上記ごとに配分することなく、本来業務事業損益に計上する。

4 重要な会計方針・注記の記載内容、関連様式を規定

- ・重要な会計方針である、資産の評価内容、固定資産の減価償却方法(定率法or定額法)、引当金の計上内容、消費税の会計処理方法(税抜きor税込み)等を記載する。
- ・注記として、担保の状況、関係事業者の状況等の事項を記載する。
- ・財産目録、純資産変動計算書、附属明細表(有形固定資産等明細表・引当金明細表・借入金等明細表・有価証券明細表・事業費用明細表)の様式を規定する。

医療法人のガバナンスに関する改正規定の整理①

28年9月
施行

- 新規事項:黒、法律・モデル定款等記載既存事項:白
- 医療法人(理事長等含む)の義務:○、条件時義務:□、医療法人の任意:△、その他法定事項:◇
- 現行医療法に規定:法、モデル定款に規定:モ、指導要綱に規定:指

※ 以下は法律事由であり、定款・寄附行為に規定がなくても全医療法人に適用される。モデル定款等は法改正を踏まえて改正したが、医療法人においては、定款・寄附行為を施行するまでに必ずしも改正する必要はない。

区分	項目	根拠条文	分類		区分	項目	根拠条文	分類	
機関の設置	社員総会(評議員、評議員会)、理事、理事会及び監事の設置	第46条の2	○	モ	社員総会	議事録の備置(主たる事務所)	第46条の3の6 (一般社団財団法第57条第2項)	○	指
社員総会	決議	第46条の3	○	モ	評議員及び評議員会	議事録の備置(従たる事務所)	第46条の3の6 (一般社団財団法第57条第3項)	○	例外規定有り
	社員名簿の備置	第46条の3の2第1項	○	法		議事録の請求	第46条の3の6 (一般社団財団法第57条第4項)	▲	
	定時社員総会の開催	第46条の3の2第2項	○	法		評議員の要件	第46条の4	◇	法
	臨時社員総会の開催	第46条の3の2第3項	○	法		評議員会の組織	第46条の4の2	◇	法
	請求時の招集義務	第46条の3の2第4項	□	法		定時評議員会の開催	第46条の4の3第1項	○	モ
	招集の通知義務	第46条の3の2第5項	○	法		臨時評議員会の招集	第46条の4の3第2項	△	法・モ
	通知事項の決議	第46条の3の2第6項	△	法		議長の設置	第46条の4の3第3項	◇	法
	一社員一議決権	第46条の3の3第1項	◇	法		請求時の招集義務	第46条の4の3第4項	○	法
	決議の条件	第46条の3の3第2項	◇	法		招集の通知義務	第46条の4の3第5項	○	指
	議事の決し方	第46条の3の3第3項	◇	法		通知事項の決議	第46条の4の3第6項	▲	
	議長の議決参加	第46条の3の3第4項	◇	法		決議の条件	第46条の4の4第1項	◇	法
	議決の代替	第46条の3の3第5項	△	法		議事の決し方	第46条の4の4第2項	◇	法
	議決の欠格事由	第46条の3の3第6項	◇	モ		議長の議決参加	第46条の4の4第3項	◇	法
	特定事項の説明	第46条の3の4	■			議決の欠格事由	第46条の4の4第4項	◇	モ
	議長の選任	第46条の3の5第1項	◇	法		理事長による評議員会の意見聴取	第46条の4の5第1項	○	法
	議長の役割	第46条の3の5第2項	◆						
	議長の命令権	第46条の3の5第3項	▲						
	議事録の作成	第46条の3の6 (一般社団財団法第57条第1項)	○	指					

医療法人のガバナンスに関する改正規定の整理②

区分	項目	根拠条文	分類		区分	項目	根拠条文	分類	
評議員及び評議員会	寄附行為の定め	第46条の4の5第2項	△	法	役員の選任及び解任	損害賠償の請求(社団)	第46条の5の2第2項	▲	
	役員への意見等	第46条の4の6第1項	△	法		決議の要件(社団)	第46条の5の2第3項	▲	
	決算等の報告	第46条の4の6第2項	○	法		役員の解任(財団)	第46条の5の2第4項	▲	
	議事録の作成	第46条の4の7 (一般社団財団法第193条第1項)	○	指		決議の要件(財団)	第46条の5の2第5項	▲	
	議事録の備置(主たる事務所)	第46条の4の7 (一般社団財団法第193条第2項)	○	指		役員の権利義務	第46条の5の3第1項	◇	モ
	議事録の備置(従たる事務所)	第46条の4の7 (一般社団財団法第193条第3項)	○ 例外規定有り	指		一時役員の選任	第46条の5の3第2項	□	法
	議事録の請求	第46条の4の7 (一般社団財団法第193条第4項)	▲			役員の補充	第46条の5の3第3項	□	法
	役員の設置	第46条の5第1項	○ 例外規定有り	法		監事の選任に関する監事の同意	第46条の5の4 (一般社団財団法第72条第1項)	●	
役員の選任及び解任	役員の決議(社団)	第46条の5第2項	◇	モ	理事	議案提出の請求	第46条の5の4 (一般社団財団法第72条第2項)	▲	
	役員の決議(財団)	第46条の5第3項	◇	モ		監事の選任等についての意見の陳述	第46条の5の4 (一般社団財団法第74条)	▲	
	医療法人と役員との関係	第46条の5第4項	◆			理事の選出	第46条の6	◇	法
	役員の要件	第46条の5第5項	◇	法		理事長の権限等	第46条の6の2	◇	法
	管理者の加入	第46条の5第6項	○ 例外規定有り	法		監事への損害に関する報告	第46条の6の3	■	
	管理者の退職	第46条の5第7項	◇	法		代表者の行為に関する損害賠償責任	第46条の6の4 (一般社団財団法第78条)	◆	(民法第415条)
	監事の兼任禁止	第46条の5第8項	◇	法		代行理事の権限	第46条の6の4 (一般社団財団法第80条)	■	
	役員の任期	第46条の5第9項	◇	法		表見理事長	第46条の6の4 (一般社団財団法第82条)	◆	(民法第109条)
	役員の解任(社団)	第46条の5の2第1項	▲						

医療法人のガバナンスに関する改正規定の整理③

28年9月
施行

区分	項目	根拠条文	分類	区分	項目	根拠条文	分類
理事	忠実義務	第46条の6の4 (一般社団財団法第83条)	◆ (民法 第644条)	理事会	理事会の決議	第46条の7の2第1項 (一般社団財団法第95条第1 項及び第2項)	◇ モ
	競業及び利益相 反取引の制限	第46条の6の4 (一般社団財団法第84条)	■		署名又は記名押 印	第46条の7の2第1項 (一般社団財団法第95条第3 項及び第4項)	□ 指
	社員(評議員)に による理事の行為 の差止め	第46条の6の4 (一般社団財団法第88条)	▲		決議の賛成の推 定	第46条の7の2第1項 (一般社団財団法第95条第5 項)	◆
	理事の報酬等の 額の定め	第46条の6の4 (一般社団財団法第89条)	●		理事会の決議の 省略	第46条の7の2第1項 (一般社団財団法第96条)	▲
理事会	理事会の組織	第46条の7	◆		議事録等の備置	第46条の7の2第1項 (一般社団財団法第97条第1 項)	○ モ
	理事長の権限	第46条の7の2第1項 (一般社団財団法第91条第1 項)	◇ モ		閲覧又は謄写の 請求	第46条の7の2第1項 (一般社団財団法第97条第2 項)	▲
	理事長の報告義 務	第46条の7の2第1項 (一般社団財団法第91条第2 項)	● 例外 規定有り		債権者の請求	第46条の7の2第1項 (一般社団財団法第97条第3 項及び第4項)	▲
	競業及び医療法 人との取引等の 制限	第46条の7の2第1項 (一般社団財団法第92条)	■		理事会への報告 の省略	第46条の7の2第1項 (一般社団財団法第98条)	▲
	理事会の招集	第46条の7の2第1項 (一般社団財団法第93条第1 項)	◆	裁判 所の許 可	非訟事件の管轄	第46条の7の2第2項 (一般社団財団法第287条)	(◆)
	理事会の招集の 請求	第46条の7の2第1項 (一般社団財団法第93条第2 項及び第3項)	▲		疎明	第46条の7の2第2項 (一般社団財団法第288条)	(◆)
	通知による招集 手続	第46条の7の2第1項 (一般社団財団法第94条第1 項)	○ 指		陳述の聴取	第46条の7の2第2項 (一般社団財団法第289条)	(■)
	手続なしでの開 催	第46条の7の2第1項 (一般社団財団法第94条第2 項)	▲				

医療法人のガバナンスに関する改正規定の整理④

区分	項目	根拠条文	分類	区分	項目	根拠条文	分類
裁判所の許可	理由の付記	第46条の7の2第2項 (一般社団財団法第290条)	(◆)	役員等の損害賠償責任	役員等の損害賠償責任	第47条	◆ (民法第415条)
	即時抗告	第46条の7の2第2項 (一般社団財団法第291条)	(▲)		医療法人に対する損害賠償責任の免除	第47条の2 (一般社団財団法第112条)	◆
	原裁判の執行停止	第46条の7の2第2項 (一般社団財団法第292条)	(◆)		責任の一部免除	第47条の2 (一般社団財団法第113条第1項)	◆
	非訟事件手続法の規定の適用除外	第46条の7の2第2項 (一般社団財団法第294条)	(◆)		開示	第47条の2 (一般社団財団法第113条第2項)	■
	最高裁判所規則	第46条の7の2第2項 (一般社団財団法第295条)	(◆)		監事の同意	第47条の2 (一般社団財団法第113条第3項)	■
	監事の職務	第46条の8	◇ 法		社員総会の承認	第47条の2 (一般社団財団法第113条第4項)	■
	意見の陳述	第46条の8の2第1項	◇ 法		理事等による免除に関する定款(寄附行為)の定め	第47条の2 (一般社団財団法第114条)	▲
	理事会の招集	第46条の8の2第2項及び第3項	◆		責任限定契約	第47条の2 (一般社団財団法第115条)	▲
	監事による理事の行為の差止め	第46条の8の3 (一般社団財団法第103条)	◆		理事が自己のためにした取引に関する特則	第47条の2 (一般社団財団法第116条)	◆
	医療法人と理事との間の訴えにおける法人の代表	第46条の8の3 (一般社団財団法第104条)	◆		役員等の第三者に生じた損害賠償責任	第48条	◆ (民法第709条)
監事	監事の報酬等の額の定め	第46条の8の3 (一般社団財団法第105条)	●		連帯債務者	第49条	◆ (民法第709条)
	費用等の請求	第46条の8の3 (一般社団財団法第106条)	■		責任追及の訴え	第49条の2 (一般社団財団法第278条)	▲

医療法人のガバナンスに関する改正規定の整理⑤

区分	項目	根拠条文	分類		区分	項目	根拠条文	分類	
役員等の損害賠償責任	訴えの管轄	第49条の2 (一般社団財団法第279条)	◆		役員等の損害賠償責任	再審の訴え	第49条の2 (一般社団財団法第283条)	▲	
	訴訟参加	第49条の2 (一般社団財団法第280条)	▲			医療法人の役員等の解任の訴え	第49条の3 (一般社団財団法第284条)	▲	
	和解	第49条の2 (一般社団財団法第281条)	◆			被告	第49条の3 (一般社団財団法第285条)	◆	
	費用等の請求	第49条の2 (一般社団財団法第282条)	▲			訴えの管轄	第49条の3 (一般社団財団法第286条)	◆	

医療法人に新しく実施義務が規定された内容(●の事項)

○ 役員報酬の決定手続

・第46条の6の4(一般社団財団法第89条)

理事の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として社団たる医療法人(財団たる医療法人)から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)は、定款(寄附行為)にその額を定めていないときは、社員総会(評議員会)の決議によって定める。

・第46条の8の3(一般社団財団法第105条第1項)

監事の報酬等は、定款(寄附行為)にその額を定めていないときは、社員総会(評議員会)の決議によって定める。

[定款(寄附行為)又は社員総会若しくは評議員会においては、理事及び監事に対する報酬等の総額をそれぞれ定めることで足り、個々の理事又は監事の報酬等の額を、その総額の範囲内で理事会の決議又は監事の協議によって定めることは差し支えない。(内閣府公益認定等委員会事務局FAQ V-6-①、V-6-④)また、報酬等の総額の上限を超えない限り、毎会計年度の社員総会(評議員会)における決議はしなくてもかまわない。(法務省見解)]

○ 監事選任時の監事の同意

- ・第46条の5の4（一般社団財団法第72条第1項）

理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が2人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

○ 理事長の業務状況報告

- ・第46条の7の2第1項（一般社団財団法第91条第2項）

理事長は、三箇月以内に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款（寄附行為）で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

法改正に伴う経過措置規定

○ 役員の選任に関する経過措置

- ・医療法の一部を改正する法律附則第2条

附則第1条の規定による改正後の医療法（以下「第2号新法」という。）第46条の5第2項及び第3項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成28年9月1日）（以下「第2号施行日」という。）以後に行われる医療法人の役員について適用する。

○ 役員の任期に関する経過措置

- ・医療法の一部を改正する法律附則第3条

附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に医療法人の役員である者の任期については、なお従前の例による。

○ 理事長の代表権に関する経過措置

- ・医療法の一部を改正する法律附則第4条

附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に存する医療法人の理事長の代表権については、第2号施行日（平成28年9月1日）以後に選出された理事長が就任するまでの間は、なお従前の例による。

○ 損害賠償に関する経過措置

- ・医療法の一部を改正する法律附則第5条

附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に存する医療法人の評議員又は理事若しくは監事の第2号施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

○ 定款又は寄附行為の変更に関する経過措置

・医療法の一部を改正する法律附則第6条

附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に存する医療法人は、第2号新法の施行に伴い、定款又は寄附行為の変更が必要となる場合には、第2号施行日（平成28年9月1日）から起算して2年以内に、第2号新法第54条の9第3項の認可の申請をしなければならない。

附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に存する医療法人の定款又は寄附行為は、第2号施行日（平成28年9月1日）から起算して2年を経過する日（前段落の規定により定款又は寄附行為の変更の認可の申請をした医療法人については、当該申請に対する処分があった日）までは、第2号新法第44条第2項第7号の規定は、適用しない。

○ 役員等の欠格事由等に関する経過措置

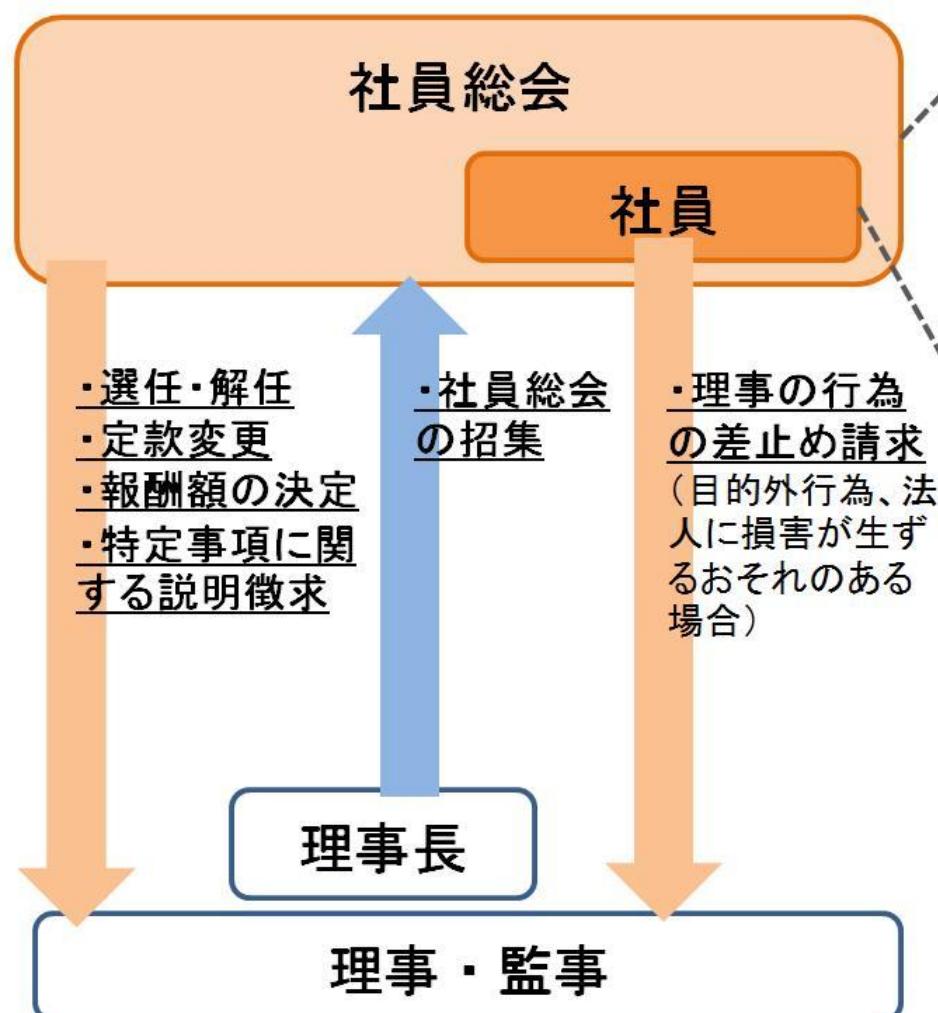
・医療法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第4条

第2号新法第46条の4第2項（第3号及び第4号の規定に限る。）の規定は、第2号施行日（平成28年9月1日）以後にした行為により同項第3号及び第4号の規定に規定する刑に処せられた者について適用する。

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に財団たる医療法人の評議員である者に対する第2号施行日（平成28年9月1日）から起算して2年を経過する日までの間における第2号新法第46条の4第3項の規定の適用については、同項中「役員又は職員」とあるのは、「役員」とする。

社員・社員総会

- 社員は、社団たる医療法人の最高意思決定機関である社員総会の構成員としての役割を担う。
- 社員総会は、事業報告書等の承認や定款変更、理事・監事の選任・解任に係る権限があり、このことにより、法人の業務執行が適正でない場合には、理事・監事の解任権限を適切に行使し、適切な法人運営体制を確保することも社員総会の責務である。



【社員総会の権限(主なもの)】

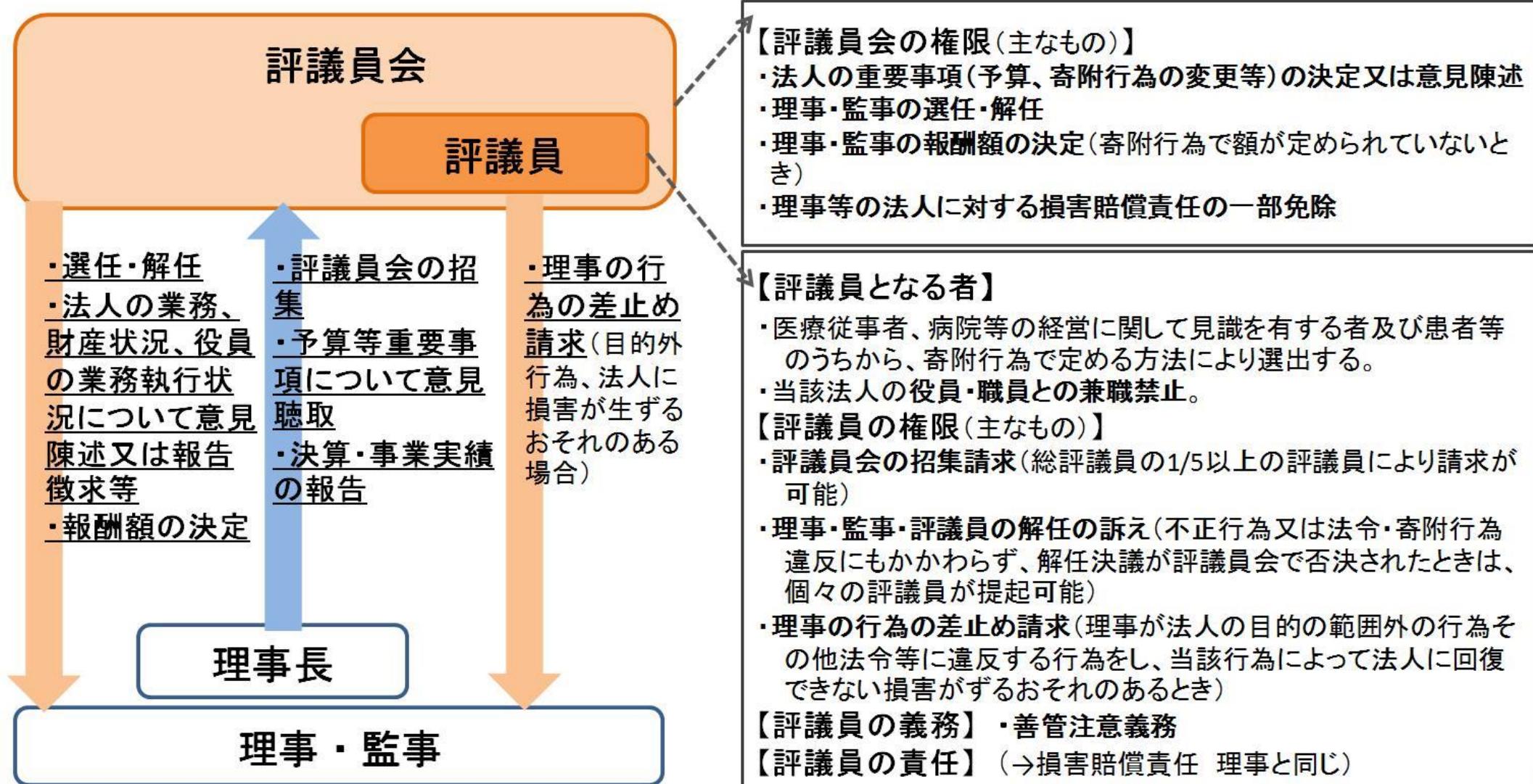
- ・理事、監事の選任・解任
- ・定款の変更
- ・事業報告書等の承認
- ・理事・監事に対する特定事項に関する説明徴求
- ・理事、監事の報酬額の決定(定款で額が定められていないとき)
- ・理事等の法人に対する損害賠償責任の一部免除
- ・合併・分割の同意(全社員の同意により合併・分割が可能)
- ・解散の決議

【社員の権限(主なもの)】

- ・社員総会の招集請求(総社員の1/5以上の社員により請求が可能。)
- ・理事の行為の差止め請求(理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令等に違反する行為をし、当該行為によって法人に回復できない損害が生ずるおそれのあるとき)
- ・理事・監事等の責任追及の訴え(法人に訴えの提起を請求し、60日以内に法人が訴えの提起をしない場合、当該請求をした社員が提起可能)
- ・理事・監事の解任の訴え(不正行為又は法令・定款違反にもかかわらず、解任決議が社員総会で否決されたときは、総社員の1/10以上の社員により提起可能)

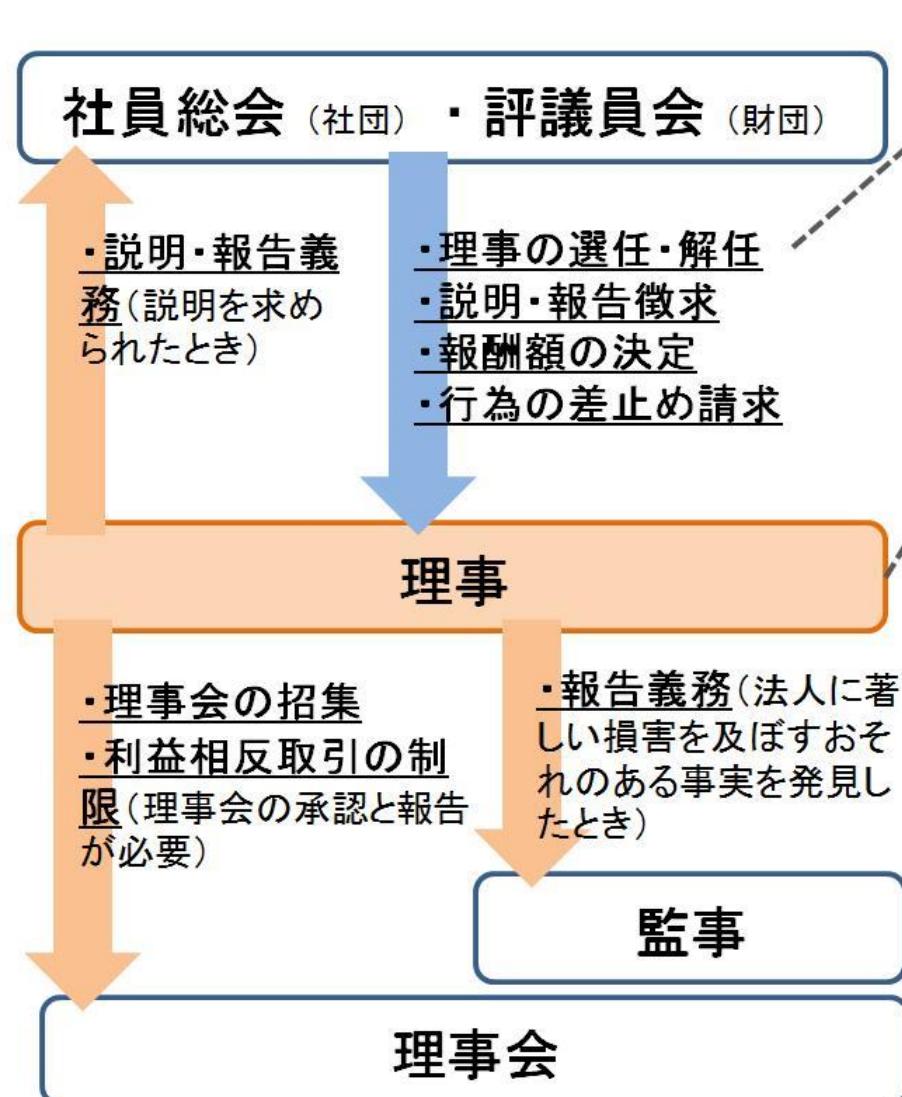
評議員・評議員会

- 評議員は、財団たる医療法人の最高意思決定機関・諮問機関である評議員会の構成員としての役割を担う。
- 評議員会は、事業報告書等の承認や、予算・寄附行為の変更等の重要事項や決算・事業実績の報告に対する意思決定又は意見陳述、また、理事・監事の選任・解任に係る権限があり、このことにより、法人の業務執行が適正でない場合には、理事・監事の解任権限を適切に行使し、適切な法人運営体制を確保することも評議員会の責務である。



理 事

- 医療法人の理事は、理事会の構成員として、医療法人の業務執行の意思決定に参画する。
- また、忠実に職務を行う義務、法人に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときの監事への報告義務などが課せられ、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うことがある。
※理事会の決議に参加した理事は、議事録に異議をとどめない場合、その決議に賛成したものと推定される。



【理事の解任】

社団の場合: いつでも、社員総会の決議により解任が可
財団の場合: 次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任が可
①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

【理事の義務等(主なもの)】

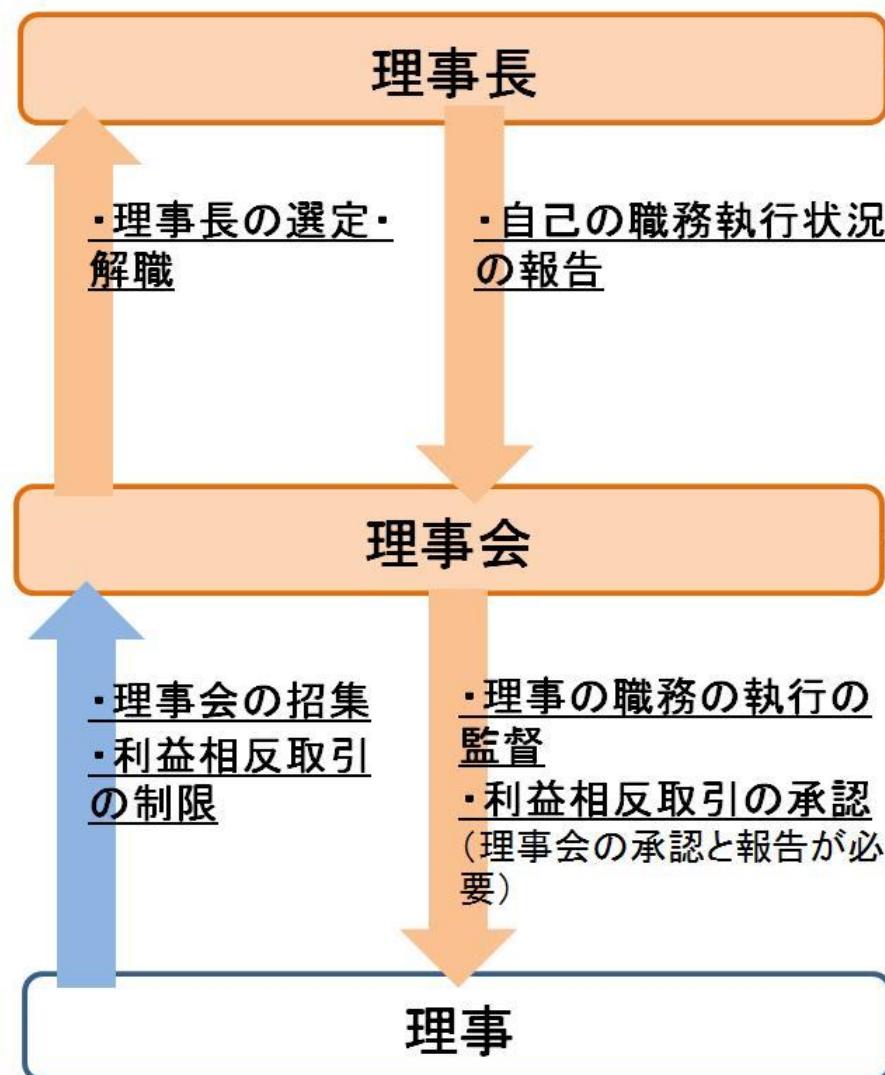
- ・忠実義務(法令、定款又は寄附行為、社員総会又は評議員会の決議を遵守し、法人のため忠実に職務を行う義務)
- ・善管注意義務(民法の委任の規定に基づく善良な管理者の注意義務)
- ・競業及び利益相反取引の制限(自己又は第三者のために法人と取引をする場合等において理事会の承認と報告が必要)
- ・社員総会・評議員会における説明・報告義務(社員又は評議員から説明又は報告を求められたとき)
- ・監事に対する報告義務(法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき)

【理事の責任(主なもの)】

- ・法人に対する損害賠償責任(任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任)
- ・第三者に対する損害賠償責任(職務につき悪意・重大な過失があった場合に第三者に生じた損害を賠償する責任)

理事会・理事長

- 理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督し、理事長を選出・解職する権限を持つ。
- 理事長は、法人を代表し、法人の業務を執行する。また、自己の職務執行の状況を理事会に報告する義務がある。



【理事長の権限(主なもの)】

- ・法人の業務に関する一切の裁判上・裁判外の行為
※法人は、理事長の職務について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う

【理事長の義務(主なもの)】

- ・理事会への職務執行状況の報告義務(3か月に1回以上。定款により毎事業年度2回以上(4か月を超える間隔)に緩和可。報告の省略は不可)

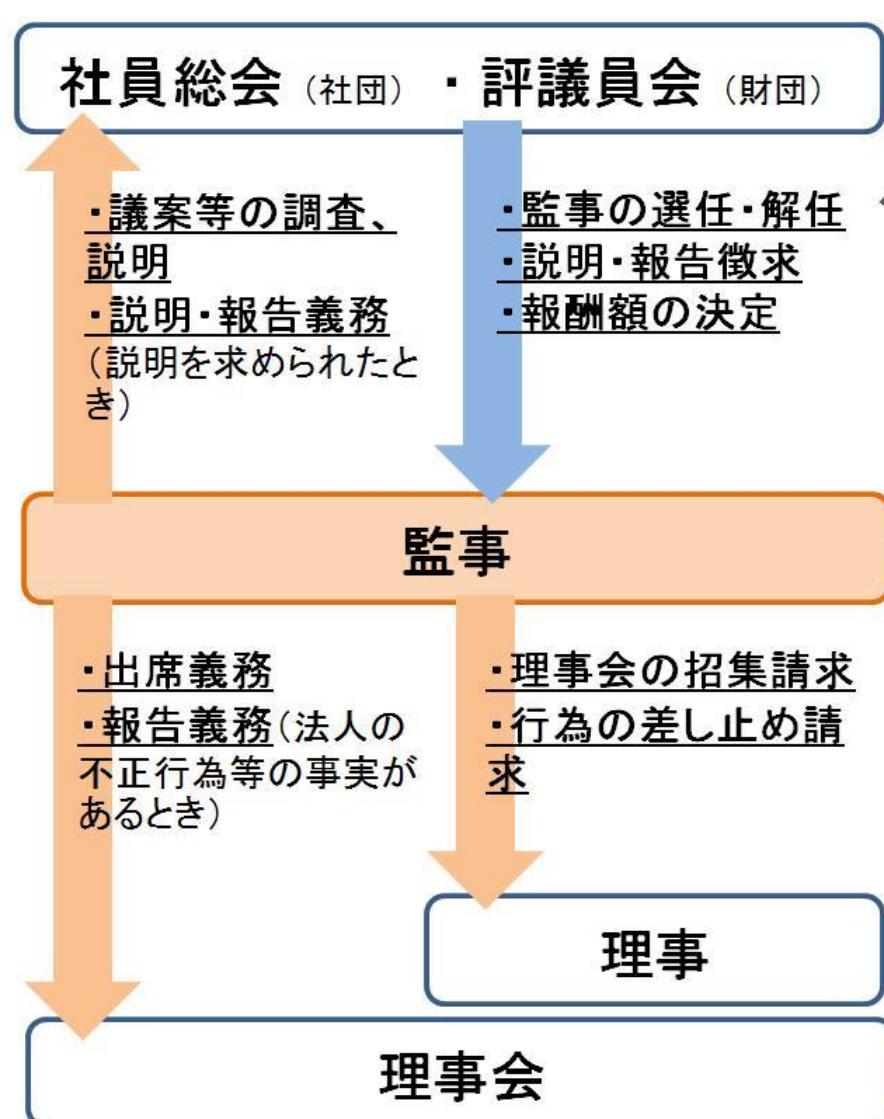
【理事会の権限(主なもの)】

- ・法人の業務執行の決定
 - ・理事の職務の執行の監督
 - ・理事長の選定及び解職
 - ・競業・利益相反取引の承認
 - ・監事等の監査を受けた事業報告書等の承認
- ※以下の事項の決定を理事に委任することは不可

- ①重要な資産の処分・譲受け、②多額の借財、③重要な役割を担う職員の選任・解任、④従たる事務所その他の重要な組織の設置・変更・廃止、⑤定款(寄附行為)の定めに基づく役員等の責任の免除

監事

- 監事は、医療法人の業務、財務の状況を監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、社員総会又は評議員会及び理事会に提出する。このため、監事には各種の権限が付与され、また、義務が課されている。監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負うことになる。



【監事の解任】

社団、財団とも、解任事由については理事と同じ。ただし、解任には社員総会又は評議員会において出席者の3分の2以上の賛成による決議が必要。

【監事の権限（主なもの）】

- ・法人の業務、財産の状況の監査
- ・事業報告書等の監査
- ・善管注意義務（民法の委任の規定に基づく善良な管理者の注意義務）
- ・不正等の報告のための理事会等の招集請求
- ・理事の行為の差止め請求（理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款違反の行為をし又はそのおそれがあり、当該行為により法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき）
- ・法人と理事との間の訴えにおける法人の代表

【監事の義務（主なもの）】

- ・理事会への出席義務
- ・理事会等への報告義務（法人の業務又は財産に関して不正行為又は法令・定款等に違反する事実があるとき）
- ・社員総会・評議員会の議案等の調査・報告義務（報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合）
- ・社員総会・評議員会における説明・報告義務（→理事と同じ）

【監事の責任】（→損害賠償責任 理事と同じ）

医療法人の分割の規定の整備

○ 趣旨

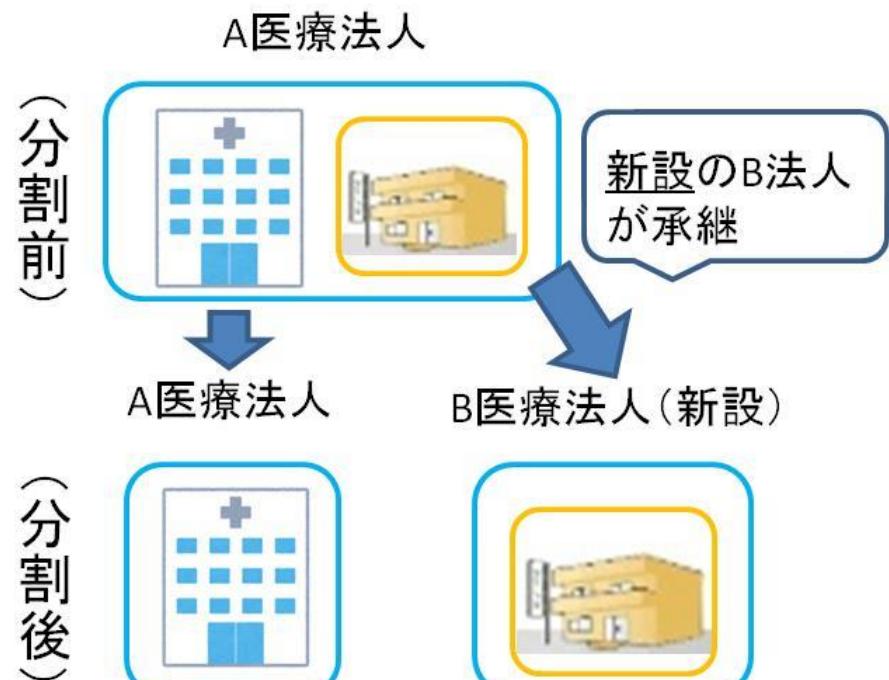
医療法人において、合併と同様の手続を、分割についても整備。(第60条～第61条の6)

○ 具体的内容

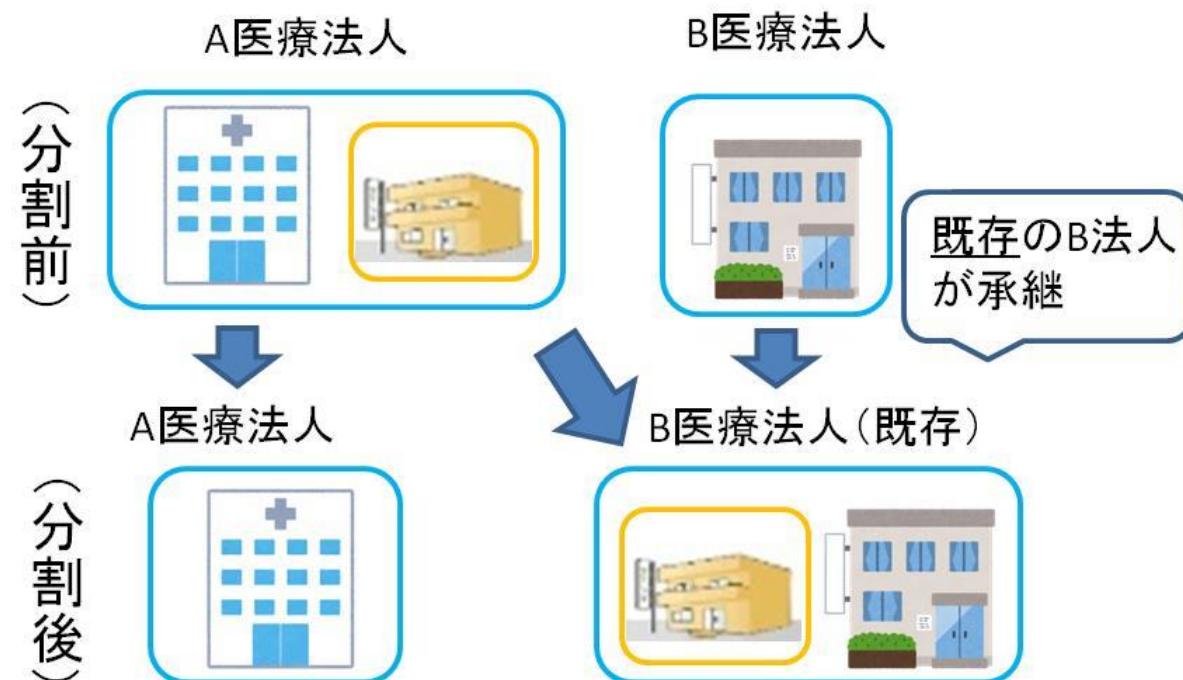
医療法人の病院事業等に関する権利義務を

- ①新設分割：新しく設立する医療法人に承継させること。
- ②吸收分割：既存の他の医療法人に承継させること。

①新設分割



②吸收分割



※ 法人税法上の適格分割(共同事業)となるためには、複数の医療法人による共同の新設分割である必要がある。

※ 分割制度において、分割元の医療法人（新設分割医療法人・吸收分割医療法人）、分割先の医療法人（新設分割設立医療法人・吸收分割承継医療法人）とならない医療法人：社会医療法人、特定医療法人、持分あり医療法人 等

分割認可の申請に必要な添付書類

吸収分割の場合	新設分割の場合
<ul style="list-style-type: none"> ○ 理由書 ○ 法第60条の3第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・社団たる医療法人の場合：吸収分割契約についての総社員の同意 ・財団たる医療法人の場合：吸収分割契約についての理事の3分の2以上の同意（寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。） ○ 吸収分割契約書の写し ○ 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表 ○ 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人について、定款又は寄附行為、医療法施行規則第31条第7号、第10号及び第11号に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・吸収分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書 ・新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書 ・開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理由書 ○ 法第61条の3において読み替えて準用する法第60条の3第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・社団たる医療法人の場合：新設分割計画についての総社員の同意 ・財団たる医療法人の場合：新設分割計画についての理事の3分の2以上の同意（寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。） ○ 新設分割計画の写し ○ 新設分割前の新設分割医療法人の財産目録及び貸借対照表 ○ 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人について、定款又は寄附行為、医療法施行規則第31条第7号、第10号及び第11号に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・新設分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書 ・新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書 ・開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

医療法人の分割に関する規定①

○ 吸収分割

第60条 医療法人（社会医療法人その他の厚生労働省令で定める者を除く。以下この款において同じ。）は、吸收分割（医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の医療法人に承継させることをいう。以下この目において同じ。）をすることができる。この場合においては、当該医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該医療法人から承継する医療法人（以下この目において「吸收分割承継医療法人」という。）との間で、吸收分割契約を締結しなければならない。

第60条の2 医療法人が吸收分割をする場合には、吸收分割契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸收分割をする医療法人（以下この目において「吸收分割医療法人」という。）及び吸收分割承継医療法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 吸收分割承継医療法人が吸收分割により吸收分割医療法人から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
- 三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

第60条の3 社団たる医療法人は、吸收分割契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならぬ。

- 2 財団たる医療法人は、寄附行為に吸收分割をすることができる旨の定めがある場合に限り、吸收分割をすることができる。
- 3 財団たる医療法人は、吸收分割契約について理事の三分の二以上の同意を得なければならぬ。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 4 吸收分割は、都道府県知事（吸收分割医療法人及び吸收分割承継医療法人の主たる事務所の所在地が二以上の都道府県の区域内に所在する場合にあつては、当該吸收分割医療法人及び吸收分割承継医療法人の主たる事務所の所在地の全ての都道府県知事）の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 5 第五十五条第七項の規定は、前項の認可について準用する。

第60条の4 医療法人は、前条第四項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

- 2 医療法人は、前条第四項の認可を受けた吸收分割に係る分割の登記がされるまでの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、その債権者から請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

医療法人の分割に関する規定②

第60条の5 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 債権者が前項の期間内に吸収分割に対して異議を述べなかつたときは、吸収分割を承認したものとみなす。
- 3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、吸収分割をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第60条の6 吸収分割承継医療法人は、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割医療法人の権利義務（当該医療法人がその行う事業の用に供する施設に関する法律の規定による許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

- 2 前項の規定にかかわらず、吸収分割医療法人の債権者であつて、前条第一項の各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、吸収分割医療法人に対して、吸収分割医療法人が次条の分割の登記のあつた日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、吸収分割医療法人の債権者であつて、前条第一項の各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、吸収分割承継医療法人に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

第60条の7 吸収分割は、吸収分割承継医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより分割の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

○ 新設分割

第61条 一又は二以上の医療法人は、新設分割（一又は二以上の医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する医療法人に承継させることをいう。以下この目において同じ。）をすることができる。
この場合においては、新設分割計画を作成しなければならない。

- 2 二以上の医療法人が共同して新設分割をする場合には、当該二以上の医療法人は、共同して新設分割計画を作成しなければならない。

医療法人の分割に関する規定③

第61条の2 一又は二以上の医療法人が新設分割をする場合には、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設分割により設立する医療法人（以下この目において「新設分割設立医療法人」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地
- 二 新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為で定める事項
- 三 新設分割設立医療法人が新設分割により新設分割をする医療法人（以下この目において「新設分割医療法人」という。）から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
- 四 前三号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

第61条の3 第六十条の三から第六十条の五までの規定は、医療法人が新設分割をする場合について準用する。この場合において、六十条の三第一項及び第三項中「吸收分割契約」とあるのは「新設分割計画」と、同条第四項中「吸收分割医療法人」とあるのは「新設分割医療法人」と、「吸收分割承継医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人」と読み替えるものとする。

第61条の4 新設分割設立医療法人は、新設分割計画の定めに従い、新設分割医療法人の権利義務（当該医療法人がその行う事業の用に供する施設に関する法律の規定による許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

- 2 前項の規定にかかわらず、新設分割医療法人の債権者であつて、前条において準用する六十条の五第一項の各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、新設分割医療法人に対して、新設分割医療法人が次条の分割の登記のあつた日有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、新設分割医療法人の債権者であつて、前条において準用する六十条の五第一項の各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、新設分割設立医療法人に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

第61条の5 新設分割は、新設分割設立医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより分割の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第61条の6 第二節（第四十四条第二項、第四項及び第五項並びに第四十六条第二項を除く。）の規定は、新設分割設立医療法人の設立については、適用しない。

1. 大綱の概要

社会医療法人の認定を取り消された医療法人が、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、課税対象となる累積所得金額からその計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の取得価額の見積額の合計額を控除できる措置を講ずること等により、課税を繰り延べることとする。

2. 制度の内容

- 地域における医療確保の観点から、平成27年に成立した改正医療法においては、周辺環境の変化など法人の責めに帰することができない事由（天災、人口減少等）により実績要件を満たせなくなり、社会医療法人（※）の認定を取り消された医療法人であっても、公的な法人運営などに関する要件を満たした上で、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画（実施計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けた場合には、引き続き収益業務を実施できる制度を創設した。
(※社会医療法人とは、救急医療等確保事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療）を行う医療法人であり、法人税・固定資産税等が非課税)
- 現状、社会医療法人の認定が取り消された場合には、それまでの所得の累積額（収益事業を除く）が取消年度の益金に一括して算入されるが、上記実施計画について知事の認定を受けた医療法人については、**それまでの所得の累積額から、実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備（※）に係る取得価額の見積額の合計額を控除できる措置**を講ずる。（公益認定法人と同様の仕組み）（※処置室・手術室等の新設・改築、MRI・CT等機器設備、救急自動車の更新・購入 等）

■ 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画について（都道府県知事が認定）

- 計画期間：12年以内（特別の事情がある場合には、18年以内）
- 医療法人が備えるべき主な要件（実績要件以外は社会医療法人と同じ要件）：
 - ・ 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療の医療連携体制を担う医療機関として医療計画に記載
 - ・ 役員等についての同族性が排除されていること（1/3要件）
 - ・ 理事等に対する報酬について、支給の基準を定め、公開していること
 - ・ 社会保険診療に係る収入金額が全収入金額の8割を超えること
 - ・ 法人解散時の残余財産が国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属すること

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の実施状況報告書(様式)（抄）

○実施期間中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の詳細

整備される施設及び設備の内容	取得価額の見積額
	円
	円
	円
	円
	円
	合計額 円

認定申請時点で
計画している内容

○実施期間中に整備された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の状況

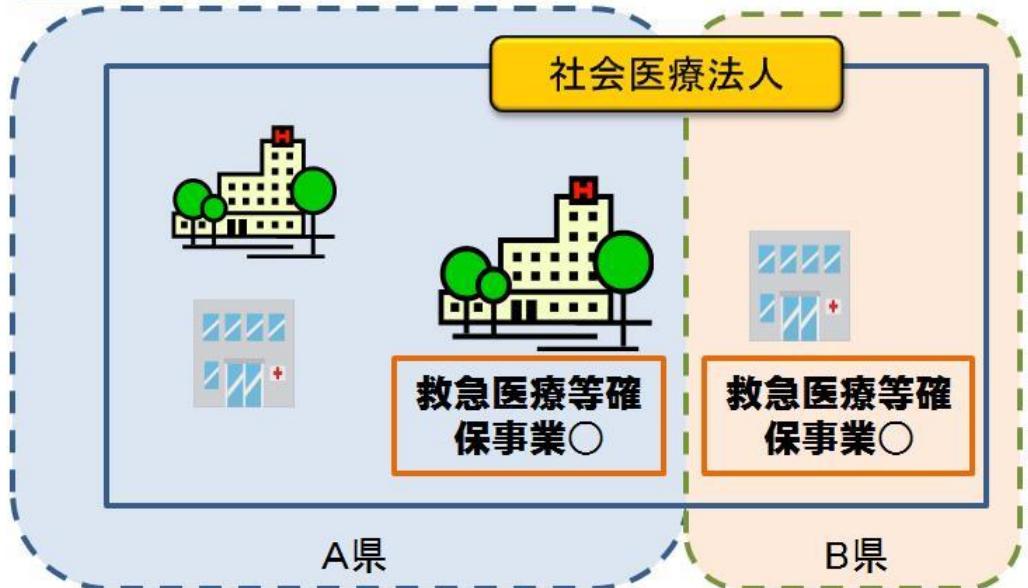
項目	実施期間					
	平成 年度 (年月日～ 年月日)					
各施設及び 設備の内容 ・取得価額						
取得価額の合計額 (A)						
取得価額の累計額						
取得価額の見積額の合計額 又は前期の(C) (B)						
取得未済残額 (B-A) (C)						

毎年の実施状況で
報告する内容

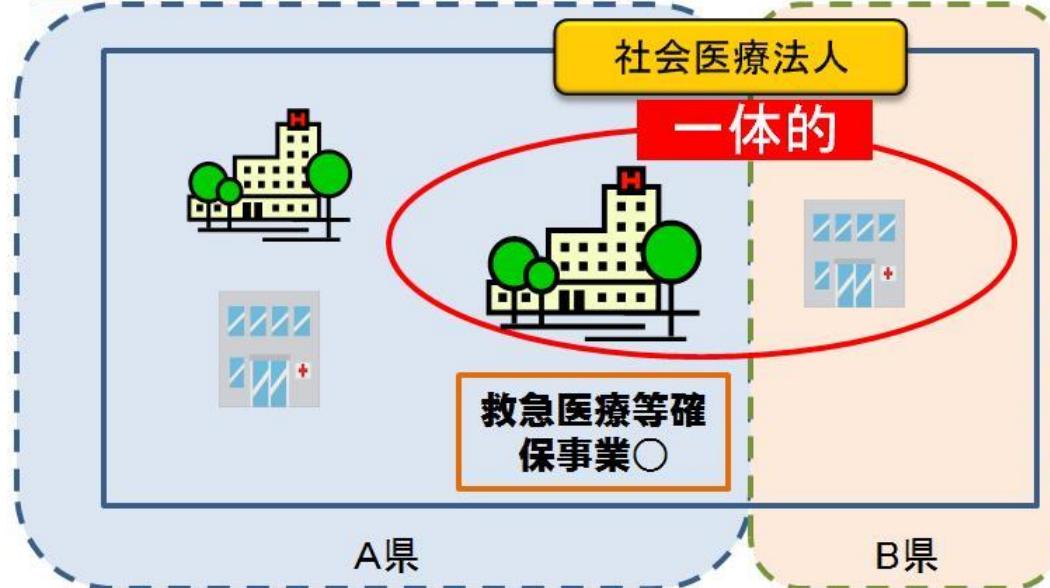
複数の都道府県において病院又は診療所を開設している医療法人が社会医療法人の認定を受けるためには、救急医療等確保事業に関する要件を、病院・診療所を開設する全ての都道府県で満たすことが必要。

今回の改正では、一つの都道府県にある基幹的な病院と、隣接する都道府県にある診療所において、**医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準を満たしている場合には、救急医療等確保事業に関する要件を病院の所在地の都道府県で満たしていれば、病院が所在しない診療所の所在地で救急医療等確保事業に関する要件を満たしていない場合でも、社会医療法人として認定できることとした。**（法第42条の2第1項第4号ロ）

現行



改正(認定要件の追加)



※「一体的」の基準(省令)

- 病院及び診療所のそれぞれの所在地県の医療計画で県境域に関する事項を定めている
- 法人が開設する全ての病院等が、病院所在地の二次医療圏及びその隣接市町村に所在
- 法人が開設する全ての病院等が相互に近接している
- 当該病院が、当該診療所の医療提供において基幹的な役割を担っている

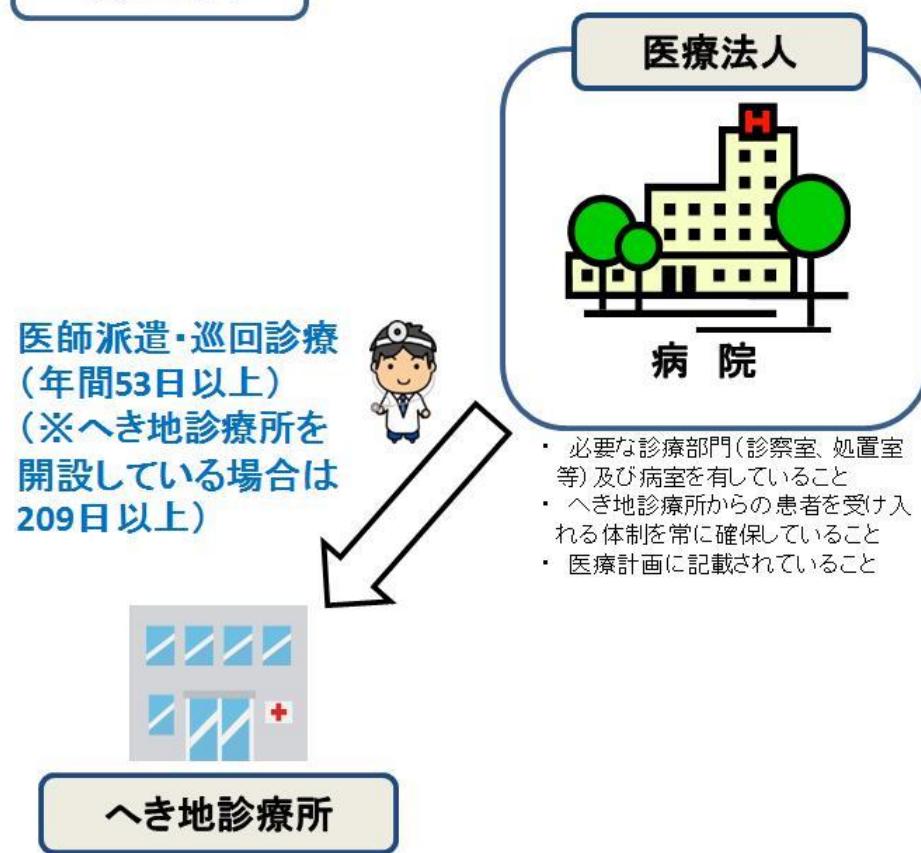
全ての都道府県で救急医療等確保事業に関する要件を満たす医療機関を開設していることが必要である。

A県の病院が救急医療等確保事業を実施するとともに、B県の診療所と医療の提供を一体的に行っている場合、社会医療法人としての認定がされることとした。

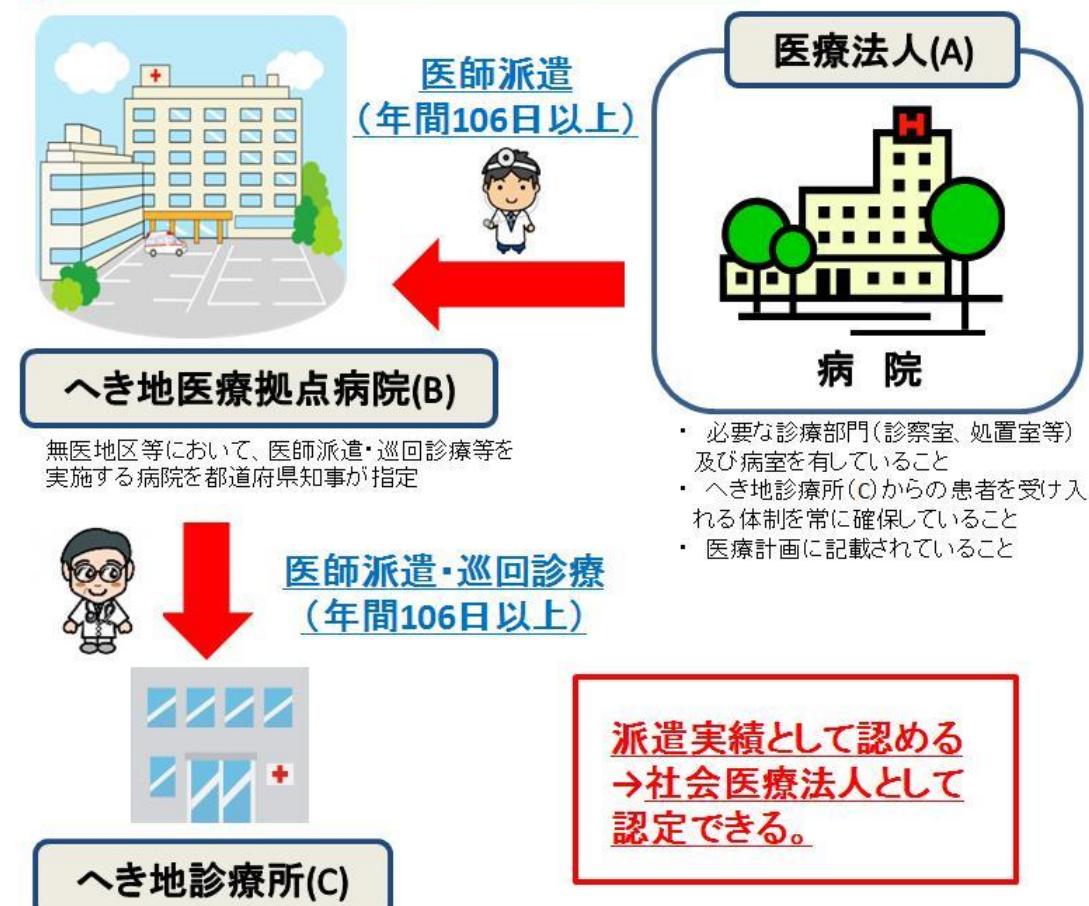
医療法人が、へき地医療の総合的なノウハウを有するへき地医療拠点病院と、相互の機能を生かしてへき地医療を充実させることを目的として、以下の要件を満たす医療法人について社会医療法人として認定できることとした。（認定要件を追加）

- ① 医療法人(A)が、その病院の所在する都道府県内のへき地医療拠点病院(B)へ医師派遣を行い、
- ② へき地医療拠点病院(B)が、へき地診療所(C)へ医師派遣等を行う。
- ③ (A)→(B)の医師派遣、(B)→(C)の医師派遣等の、それぞれの日数が年間106日以上であること。

改正前



改正後(認定要件の追加)



へき地診療所を開設している場合、必要な診療部門(診察室、処置室等)を有していること